

第3期
御所市子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月
御所市

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置付け	2
3.	計画の期間	3
4.	計画の対象	3
5.	計画の策定体制	3
第2章	御所市の子ども・子育てを取り巻く現状	4
1.	御所市の状況	4
2.	アンケート調査結果からみる御所市の現状	11
3.	第2期計画の個別の施策評価	25
4.	御所市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	26
第3章	計画の基本理念・基本目標	29
1.	第3期計画の基本理念	29
2.	計画の基本方針	30
3.	施策体系	32
第4章	施策の展開	33
基本方針1	妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり	33
基本方針2	子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備	41
基本方針3	地域での子育て支援の整備	46
基本方針4	仕事と子育ての両立支援	48
基本方針5	子どもの安全の確保	50
基本方針6	子どもを守る仕組みづくりの支援	53
第5章	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	58
1.	教育・保育提供区域の設定	58
2.	子どもの人口の見込み	58
3.	教育・保育事業の量の見込みと確保方策	59
4.	地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策	60
5.	教育・保育給付における教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	69
6.	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	69
第6章	計画の推進体制	70
1.	子ども・子育て会議の開催	70
2.	国・県等との連携	70
3.	PDCA サイクルによる施策の推進	70
資料編		71
1.	御所市子ども・子育て会議条例	71
2.	御所市子ども・子育て会議委員名簿	72

3.	第3期御所市子ども・子育て支援事業計画策定経過	73
4.	用語説明	74

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、共働き家庭の増加による保育ニーズの増大や核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化など、社会経済情勢の変化を背景とした子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育ての不安、孤立感が高まっている状況にあります。さらに、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境はより複雑化しています。自治体、教育機関、地域社会、家庭が連携し、すべての子どもや家庭が必要な支援を受けられる体制を整えることが求められています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

国においては、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、子どもの利益を最優先に考えた政策や取組を国の中心として据える「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。令和5年4月には、こども基本法の施行、及びこども家庭庁の創設がされ、さらに同年12月にはこども大綱の閣議決定により、こども政策を総合的に推進するための基本方針が示されました。こども家庭庁を司令塔とした新体制のもと、こども誰でも通園制度（仮称）等の新事業の創設の検討や、令和6年10月からは児童手当の拡充が行われています。

また、令和2年12月に公表された「新子育て安心プラン」では、女性就業率82%にも対応できる保育の受け皿を整備することとされ、地域の特性に応じた支援や、魅力向上を通じた保育士の確保、地域のあらゆる子育て資源の活用などが支援のポイントとして盛り込まれました。

新たな制度のもと、「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会」を目指すとともに、子どもの視点に立ち、子どもの発達が保障されるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援施策を進めることが必要となっています。

このような中、令和3年度に策定した御所市第6次総合計画では、将来都市像「行きたい、住みたい、語りたい。～自然と歴史を誇れるまち ごせ～」の実現に向けて、7つの分野ごとに政策を位置付け、総合的に施策を推進しています。

理念の実現のための政策分野の中でも「若い世代が住みやすく、豊かな心を育むまち」においては、増加・多様化する市民ニーズに合わせて情報の提供を行い、家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む、また結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目なく支える取組を進めています。

本市では、これまでも子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援するため、保育サービスの充実、地域社会全体で子育てを支える環境の整備などに取り組み、次代を担う子どもたちが強く、たくましく生き抜けるよう、妊娠期から継続した支援を推進してきました。

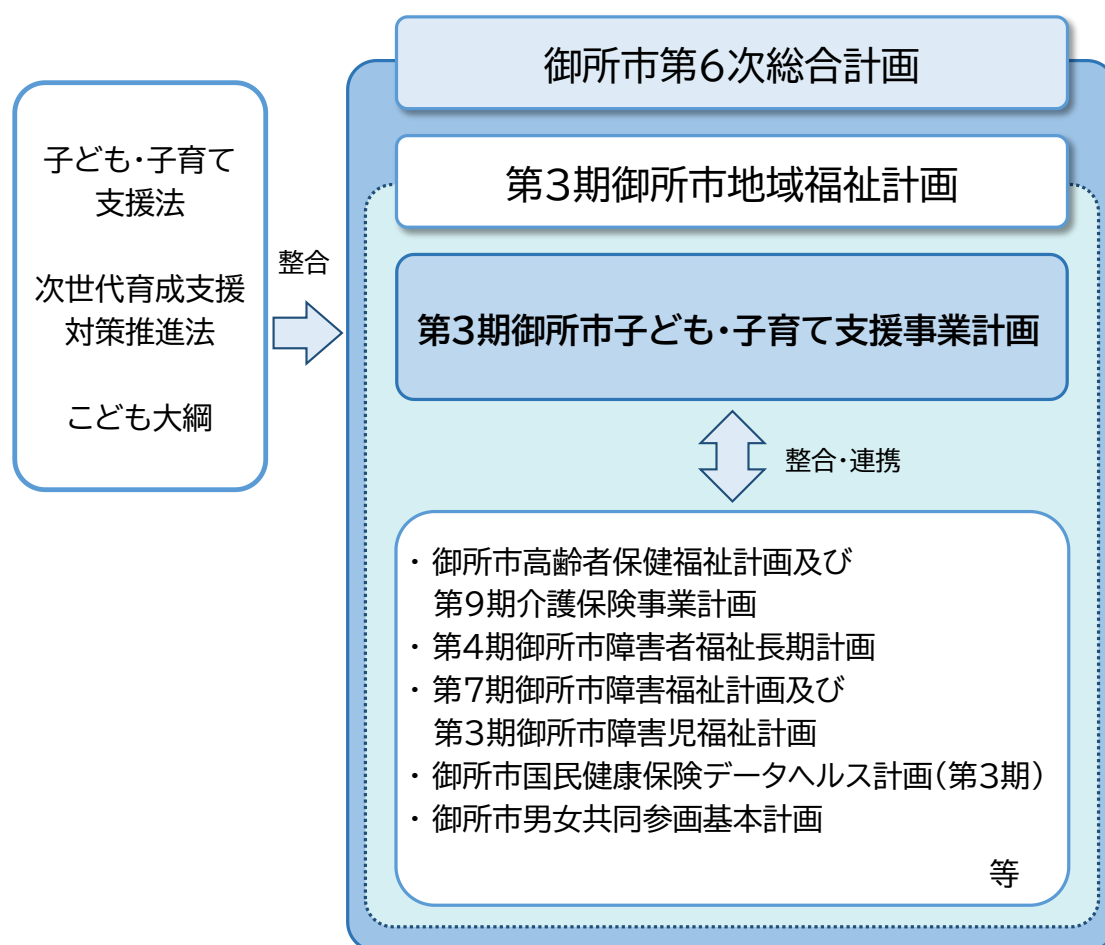
この度、『第2期御所市子ども・子育て支援事業計画』が令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第3期御所市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条による「市町村行動計画」として策定するとともに、御所市第6次総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置付けます。

加えて、「第2期御所市子ども・子育て支援事業計画」から引き続き取り組む必要がある施策や、こども大綱等の国の指針について検討し、本計画に盛り込みます。



3. 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、5年ごとに市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するものとされていることから、本計画は、令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期御所市子ども・子育て支援事業計画					第3期御所市子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画の対象

本計画の対象は、本市に住むすべての子どもとその家族及びこれから結婚して子どもを生み育てていく市民としています。なお、ここでいう子どもとは18歳未満の児童をさします。

その他、地域における子育て支援活動を行う市民なども対象に、子ども・子育て支援施策や若者支援施策を総合的に展開していくものです。

5. 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本市では、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「第3期御所市子ども・子育て支援事業計画」の策定に伴い、この事業計画に必要となる子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向、その他の実状を把握するため「御所市子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 御所市子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「御所市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和7年2月3日～2月14日に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

第2章 御所市の子ども・子育てを取り巻く現状

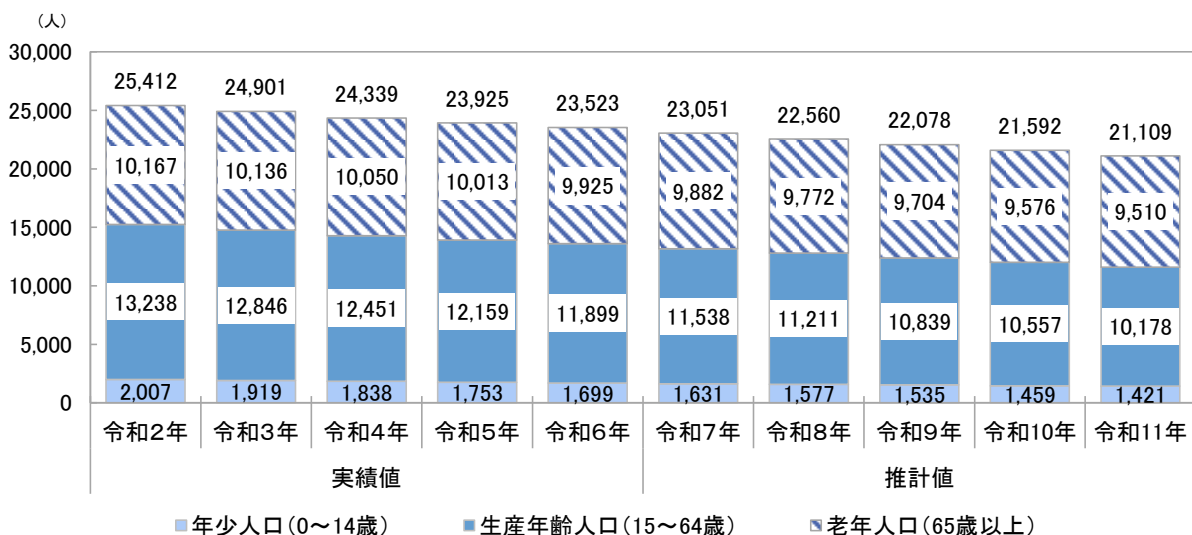
1. 御所市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移・推計

本市の人口推移・推計をみると、総人口は年々減少し、令和6年で23,523人となっています。令和11年には21,109人となる見込みです。また、年齢3区分別人口をみると、すべての区分で減少傾向にあり、令和11年には年少人口（0～14歳）は1,421人、生産年齢人口（15～64歳）は10,178人、老年人口（65歳以上）は9,510人となる見込みとなっています。

年齢3区分別人口の推移・推計



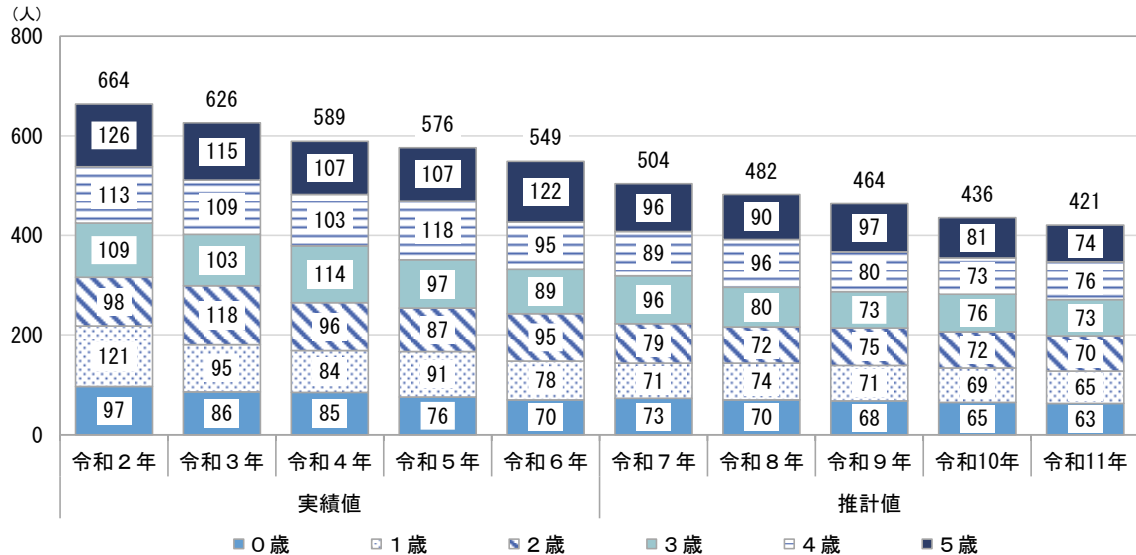
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

令和7年以降は住民基本台帳に基づきコーホート変化率法で推計。

② 年齢別就学前児童数の推移・推計

本市の就学前児童（0～5歳）の人口は減少傾向にあり、令和6年で549人となっています。令和11年には421人となる見込みです。令和2年から令和6年の減少率をみると、特に1歳の減少率が高くなっています。

就学前児童数の推移・推計



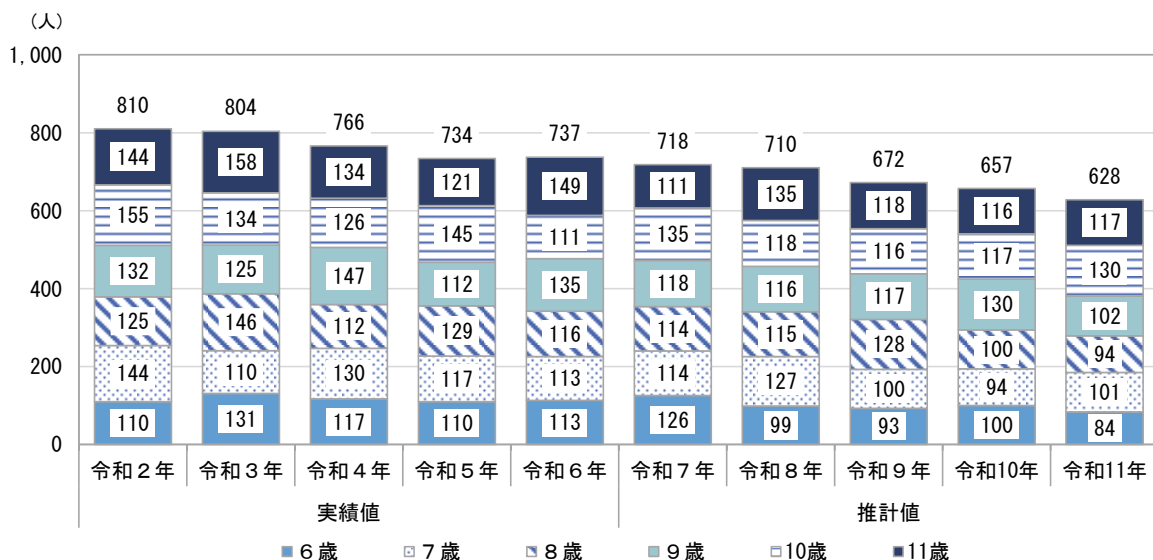
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

令和7年以降は住民基本台帳に基づきコーホート変化率法で推計。

③ 年齢別就学児童数の推移・推計

本市の就学児童（6～11歳）の人口は減少傾向にあり、令和6年で737人となっています。令和11年には628人となる見込みです。令和2年から令和6年の減少率をみると、特に7歳の減少率が高くなっています。

就学児童数の推移・推計



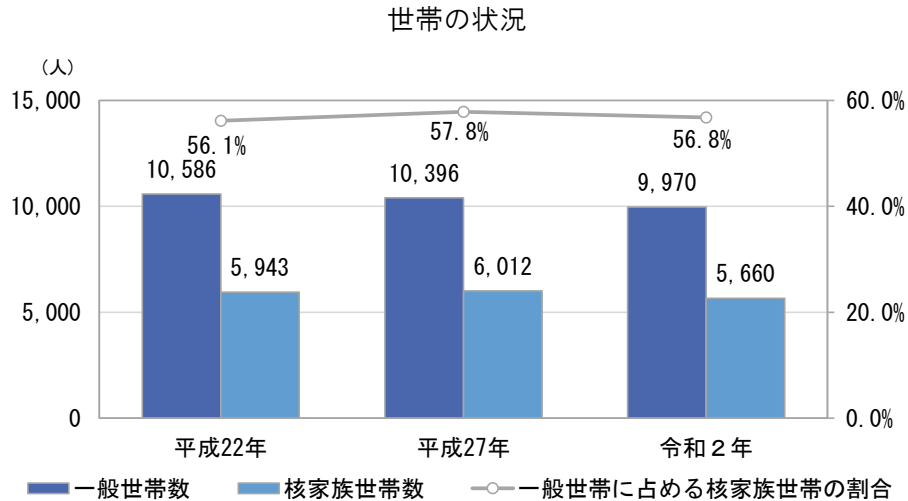
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

令和7年以降は住民基本台帳に基づきコーホート変化率法で推計。

(2) 世帯数、世帯類型の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

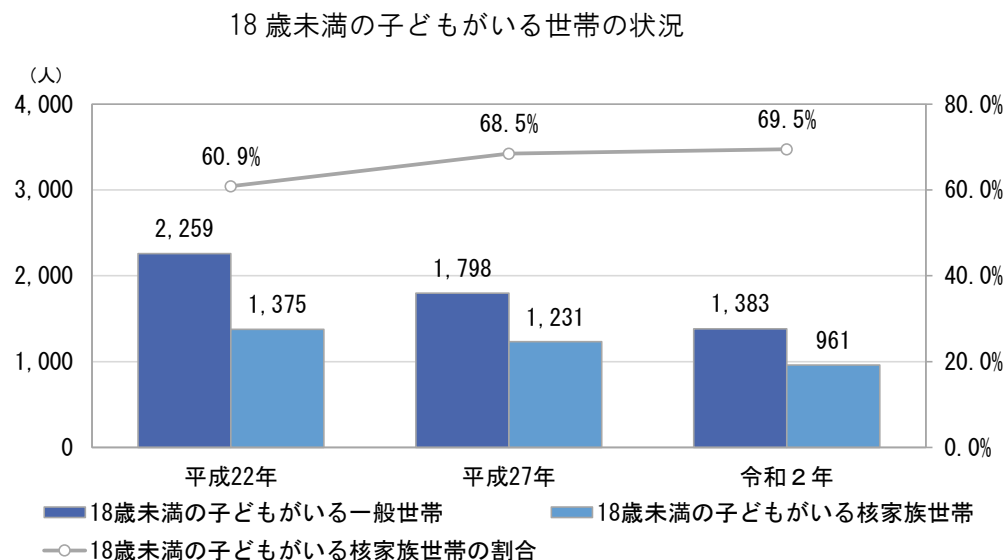
本市の核家族世帯数は増減を繰り返しており、令和2年で5,660世帯となっています。また、一般世帯数は減少しており、一般世帯に占める核家族世帯の割合は横ばいとなっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満がいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年で1,383世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯も減少していますが、核家族世帯の割合は年々増加しています。

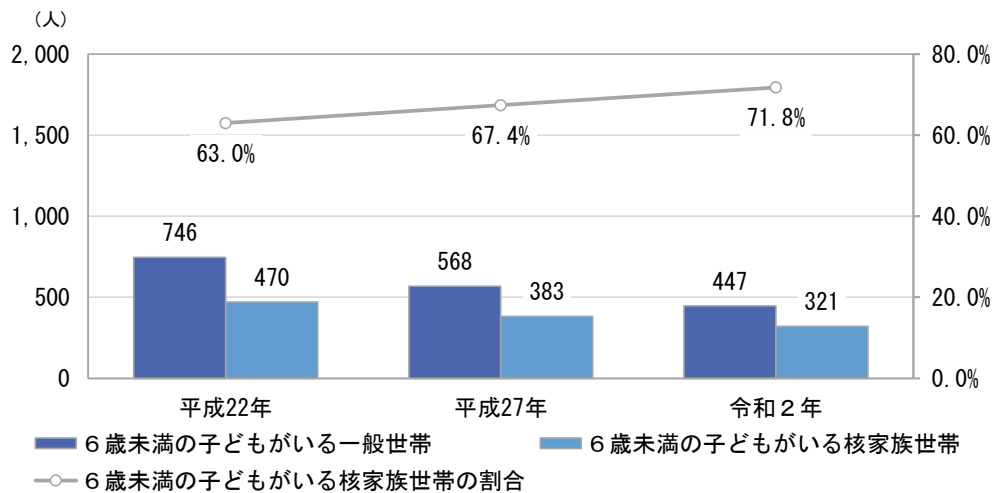


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年で447世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯も年々減少していますが、核家族世帯の割合は年々増加しています。

6歳未満の子どもがいる世帯の状況

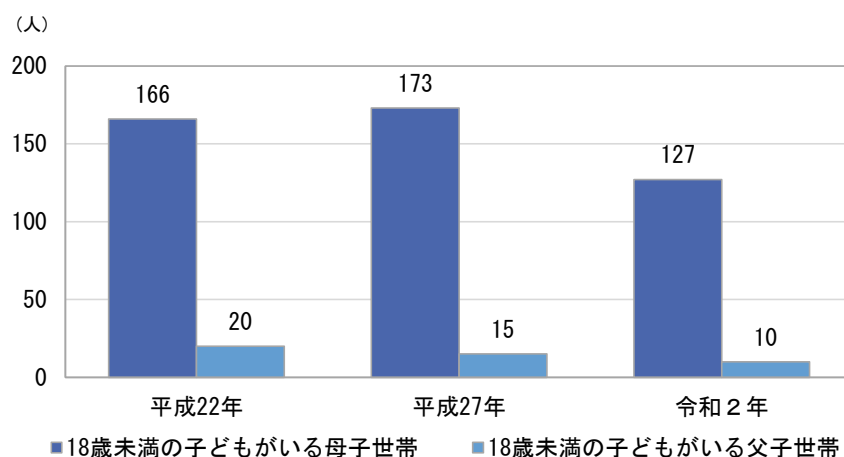


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は平成27年より減少しており、令和2年で127世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は年々減少しています。

ひとり親世帯の推移

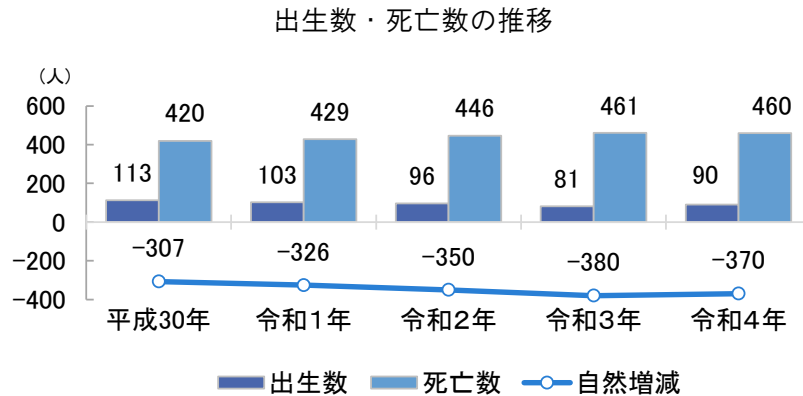


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 人口動態の推移

① 出生数・死亡数の推移

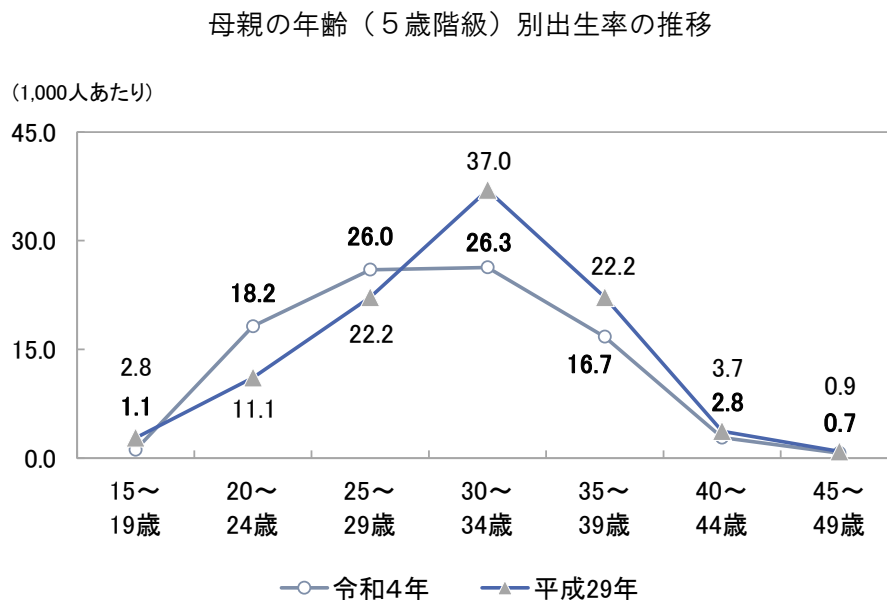
本市の出生数は令和3年まで減少傾向でしたが、令和4年には令和3年を上回り90人となっています。また、死亡数はおおむね増加傾向となっており、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。



資料：厚生労働省 人口動態統計

② 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成29年に比べて、20～29歳を除くすべての年代で出生率が低くなっています。

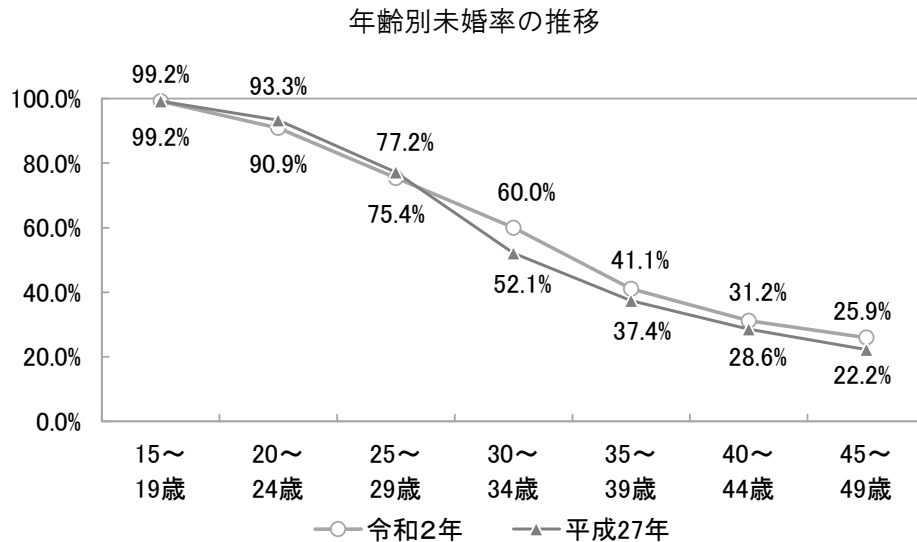


資料：厚生労働省 人口動態統計

(4) 就労・婚姻の状況

① 年齢別未婚率の推移

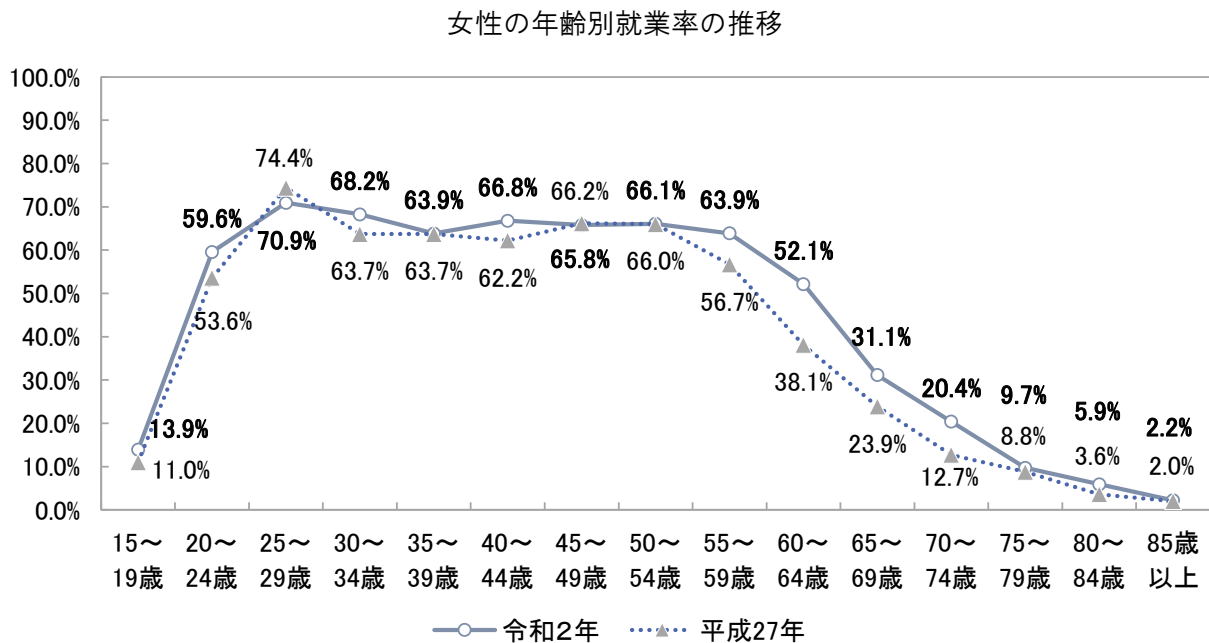
本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成 27 年に比べて、30 歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。



資料：厚生労働省 人口動態統計

② 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加する M 字カーブが近年は緩やかになっており、落ち込みの大きい 30～44 歳の就業率は平成 27 年に比べて令和 2 年では上昇しています。

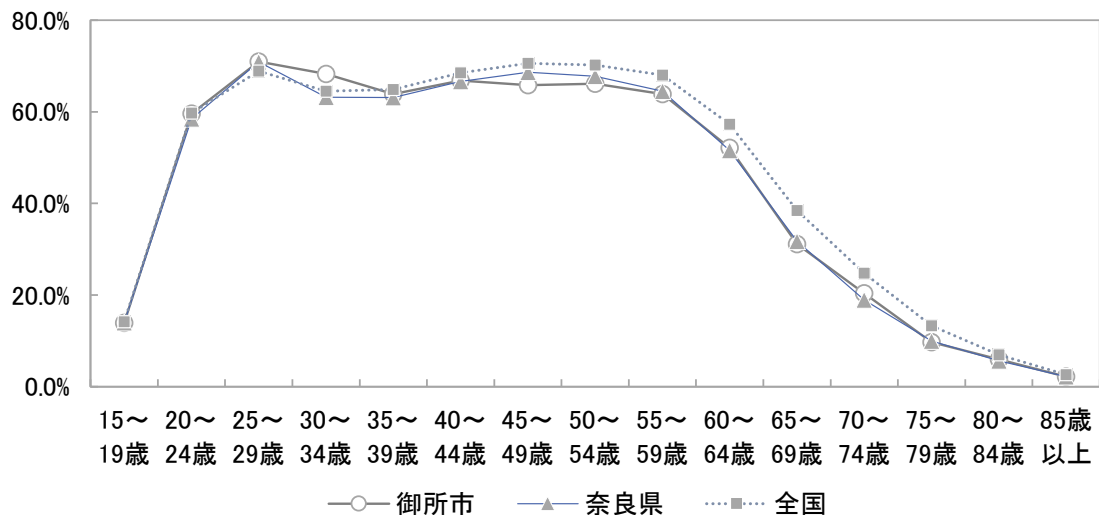


資料：厚生労働省 人口動態統計

③ 女性の年齢別就業率（全国・県比較）

本市の令和2年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、30～34歳以外の年代では、奈良県と同じく全国より低くなっています。

女性の年齢別就業率（国・県比較）

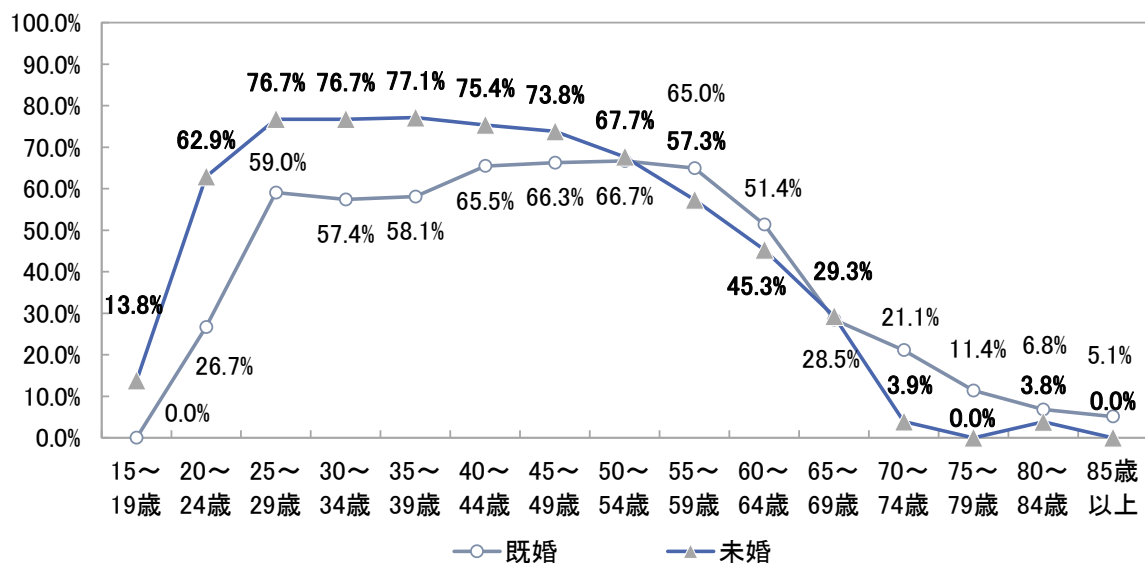


資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

④ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の令和2年の女性の既婚・未婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において、既婚者に比べて未婚者の就業率が20ポイント程度高くなっています。

女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）



資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

2. アンケート調査結果からみる御所市の現状

(1) 調査概要

① 調査内容

- 調査対象者：就学前児童：御所市に居住する就学前児童がいる世帯 404 世帯
小学生児童：御所市に居住する小学生児童がいる世帯 554 世帯
- 調査期間：令和6年4月11日～4月26日
- 調査方法：就学前児童：郵送配布・郵送回収による郵送調査とWEB調査の併用
小学生児童：郵送配布・郵送回収による郵送調査とWEB調査の併用

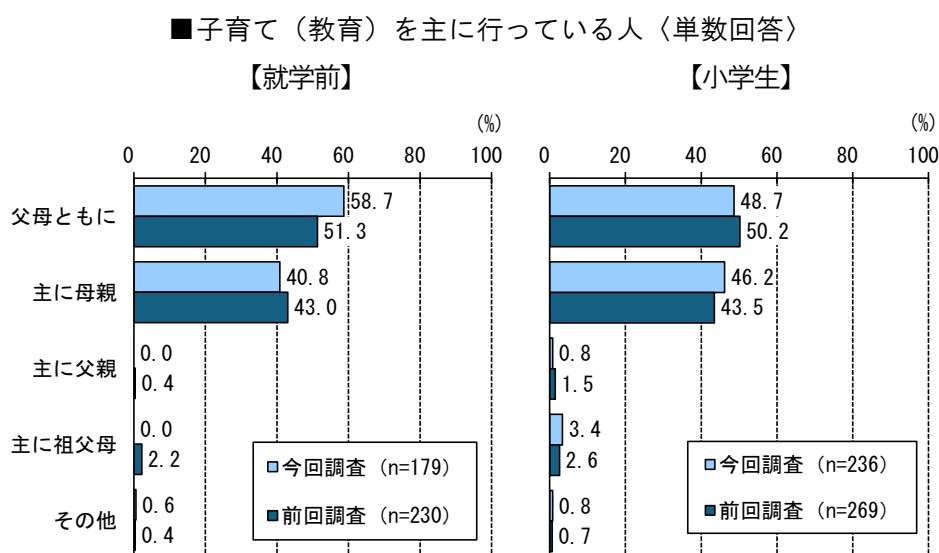
② 回収結果

調査対象	調査対象者(配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	404 件	179 件	44.3%
小学生児童	554 件	236 件	42.6%

(2) 調査結果

① 子どもの育ちをめぐる環境について

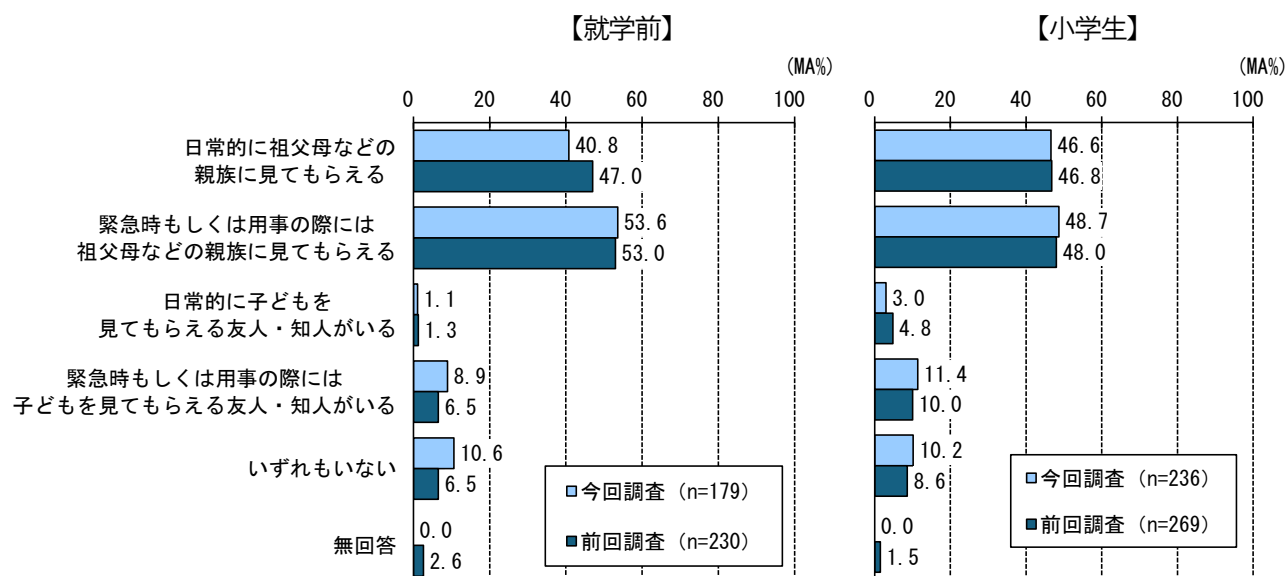
子育て（教育）を主に行っている人について、子育てを「父母ともに」行っている世帯は、就学前児童では58.7%、小学生では48.7%となっています。



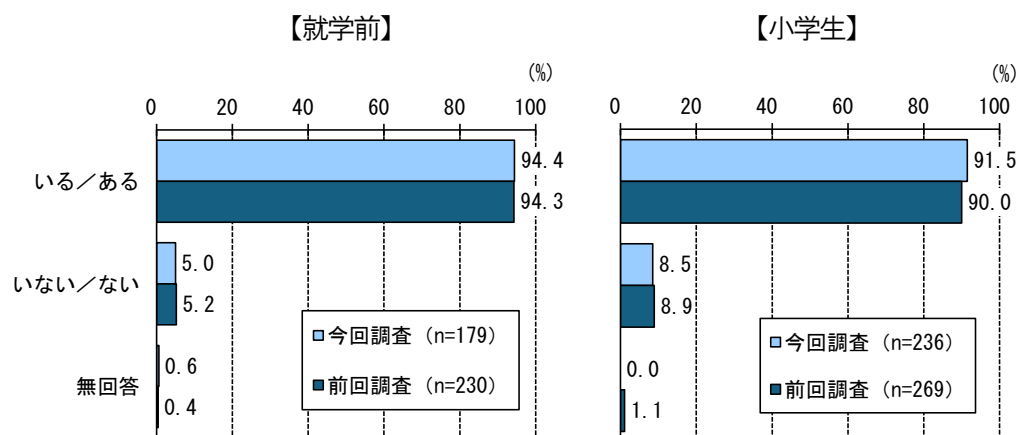
日頃、子どもを預けられる人の有無について、緊急時もしくは用事の際、子どもを預けられる親族や友人・知人が「いずれもない」という方が就学前児童では 10.6%、小学生では 10.2%となっています。

子育てをする上で、気軽に相談できる先（人・場所など）が「いる／ある」と回答した方は就学前児童では 94.4%、小学生では 91.5%となっています。

■日頃、子どもを預けられる人の有無〈複数回答〉



■子育てをする上で、気軽に相談できる先（人・場所など）〈単数回答〉

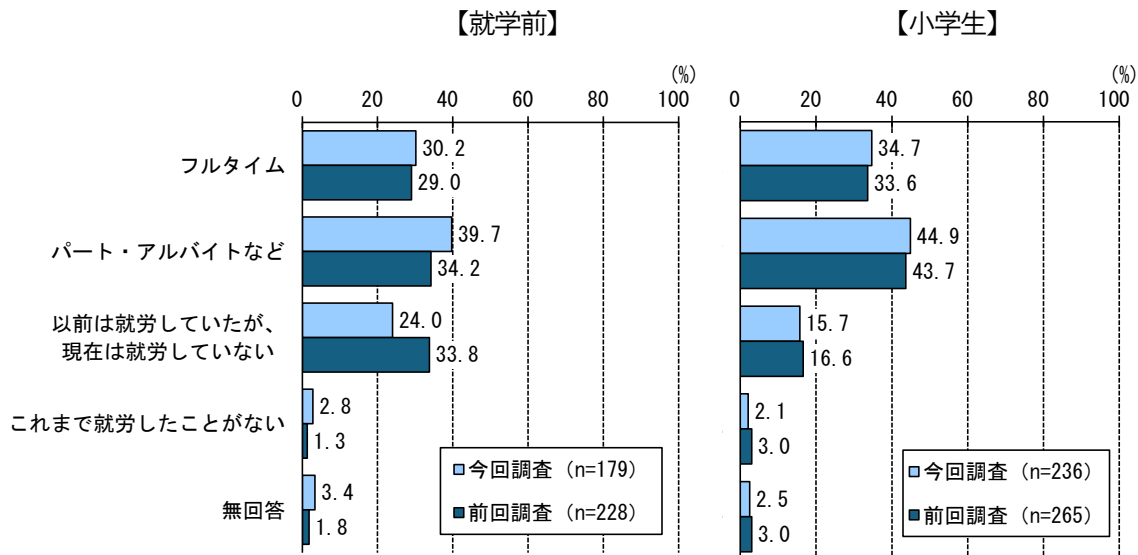


② 保護者の就労状況について

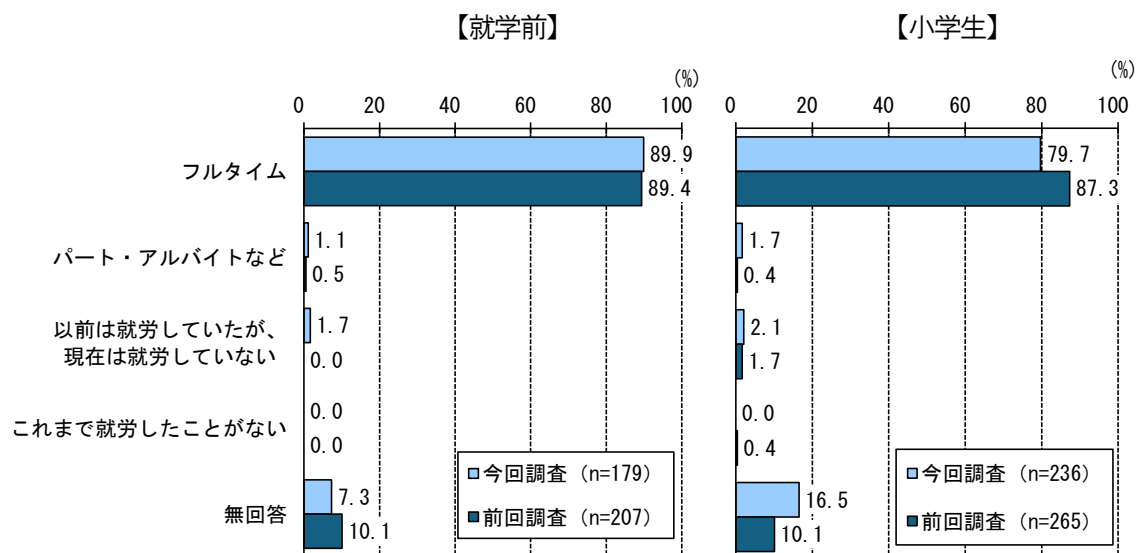
母親の就労状況について、「フルタイム」「パート・アルバイトなど」を合わせた“働いている方”は就学前児童では69.9%、小学生では79.6%となっています。

父親の就労状況について、“働いている方”は就学前児童では91.0%、小学生では87.3%となっています。

■母親の就労状況〈単数回答〉



■父親の就労状況〈単数回答〉

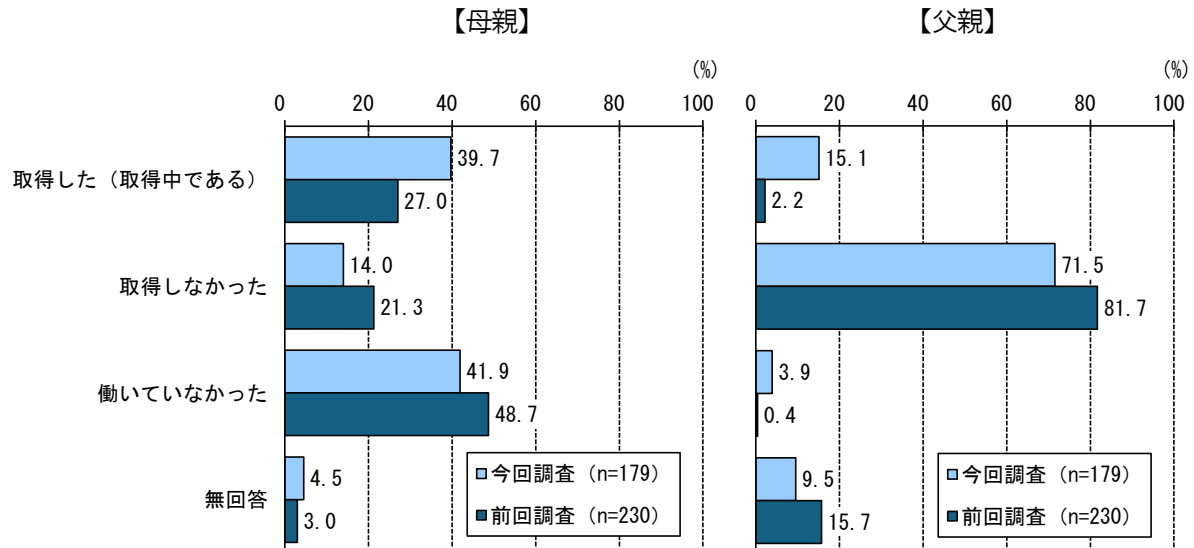


③ 育児休業について（就学前児童のみ）

育児休業の取得状況について、母親では「取得した（取得中である）」が39.7%、「取得しなかった」が14.0%となっています。

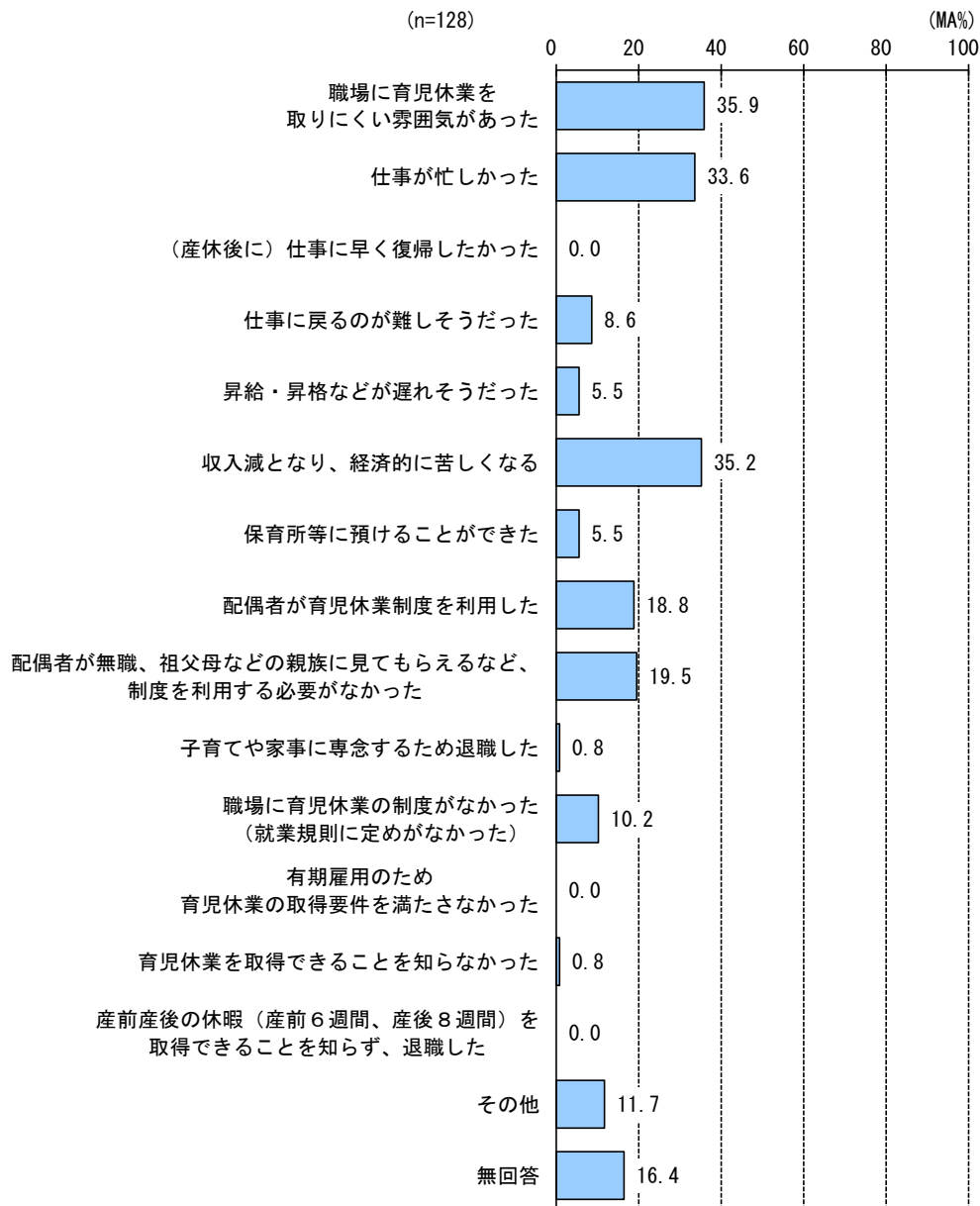
父親では「取得した（取得中である）」が15.1%、「取得しなかった」が71.5%となっています。

■ 育児休業の取得状況〈単数回答〉



父親の育児休業を取得しなかった理由について、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が35.9%で最も多く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」が35.2%、「仕事が忙しかった」が33.6%となっています。

■父親、育児休業を取得しなかった理由〈複数回答〉

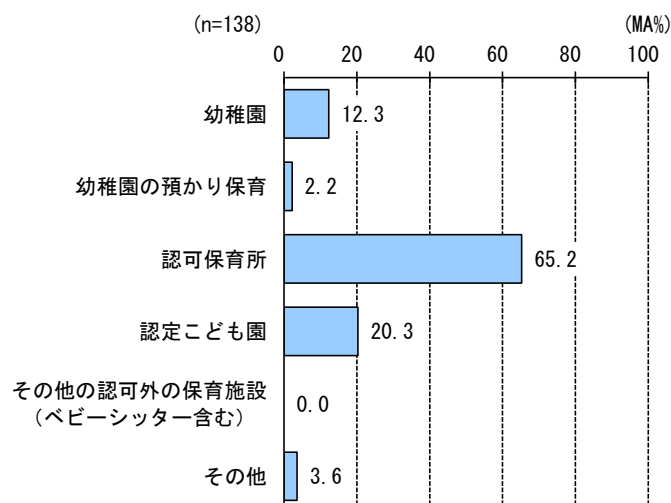


④ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について（就学前児童のみ）

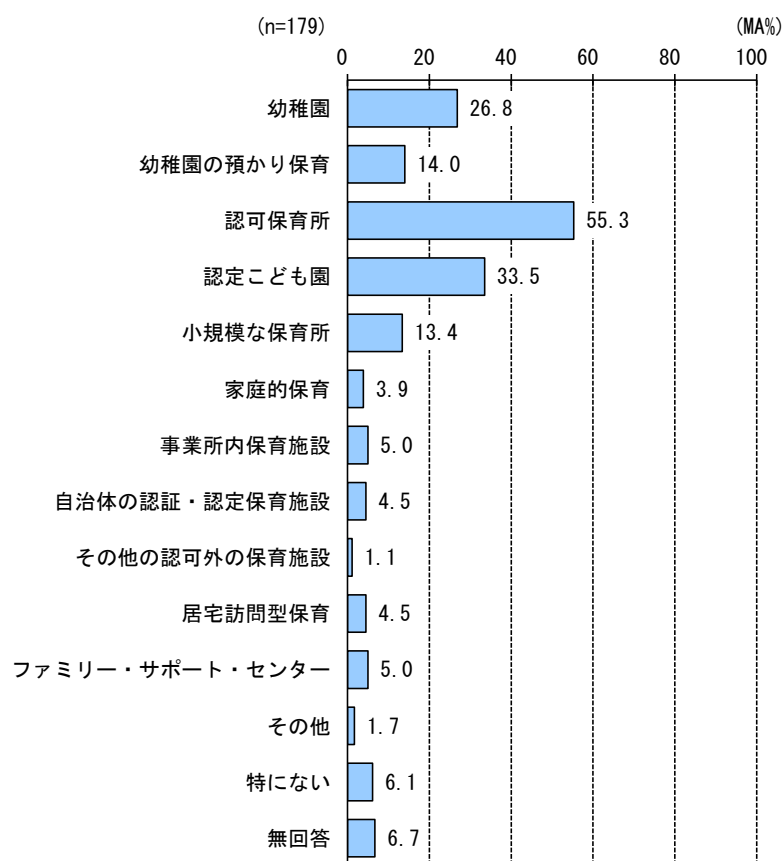
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について、「認可保育所」が65.2%で最も多く、次いで「認定こども園」が20.3%、「幼稚園」が12.3%となっています。

平日の定期的な教育・保育事業の利用希望について、「認可保育所」が55.3%で最も多く、次いで「認定こども園」が33.5%、「幼稚園」が26.8%となっています。

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況〈複数回答〉



■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望〈複数回答〉

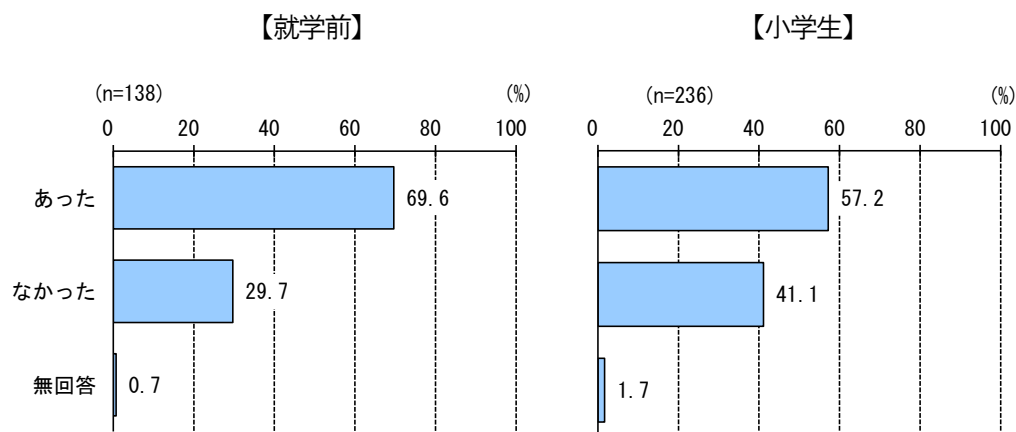


⑤ 病気の際の対応について

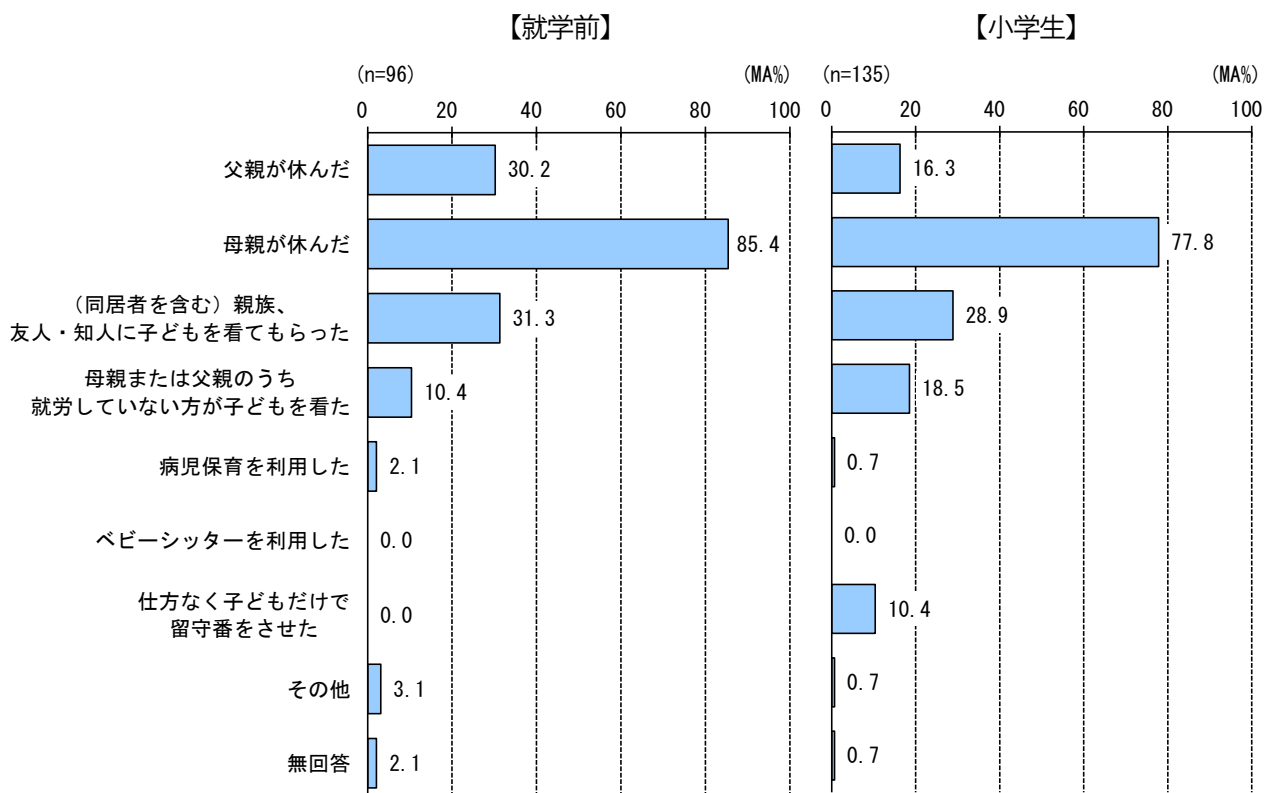
病気やケガで、通常の教育・保育事業を利用できなかった経験について、「あった」という方は就学前児童では69.6%、小学生では57.2%となっています。

休んだ場合の主な対応方法としては、就学前児童・小学生ともに「母親が休んだ」が最も多くなっています。また、小学生では「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が10.4%となっています。

■ 病気やケガで、通常の教育・保育事業を利用できなかった経験〈単数回答〉



■ 休んだ場合の主な対応方法〈複数回答〉

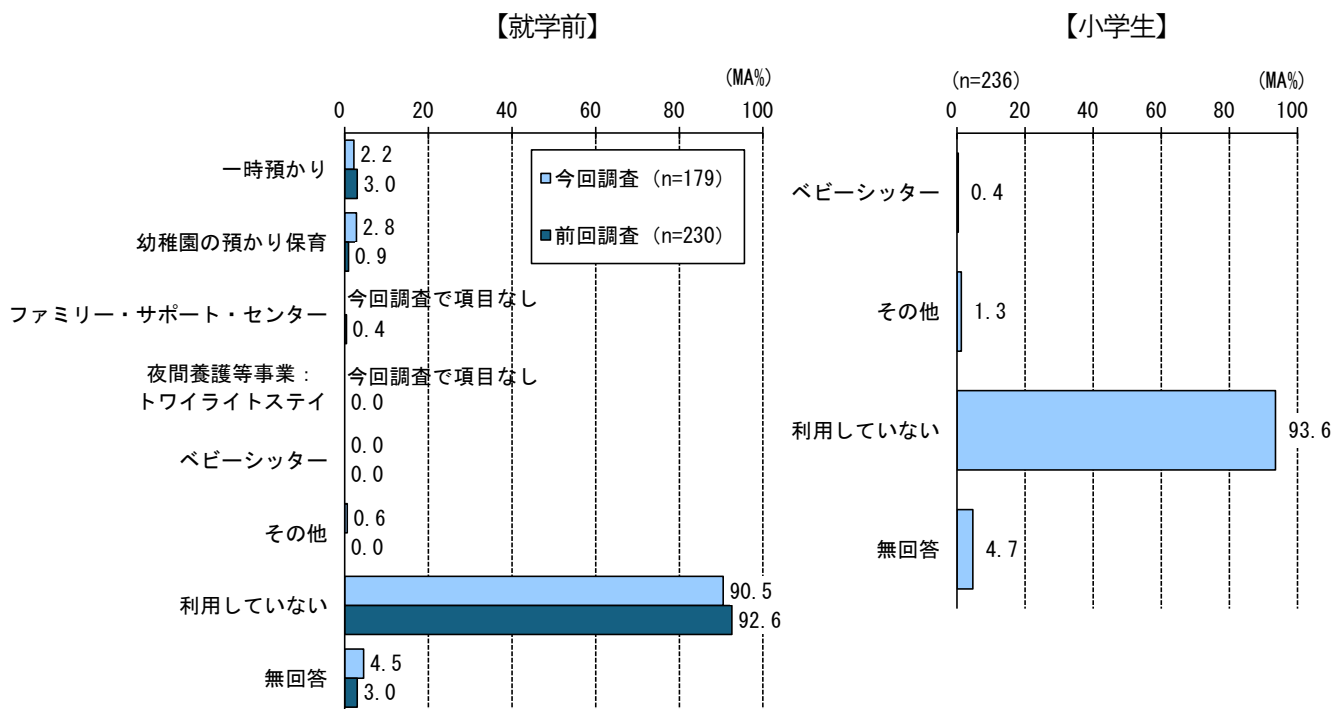


⑥ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用について

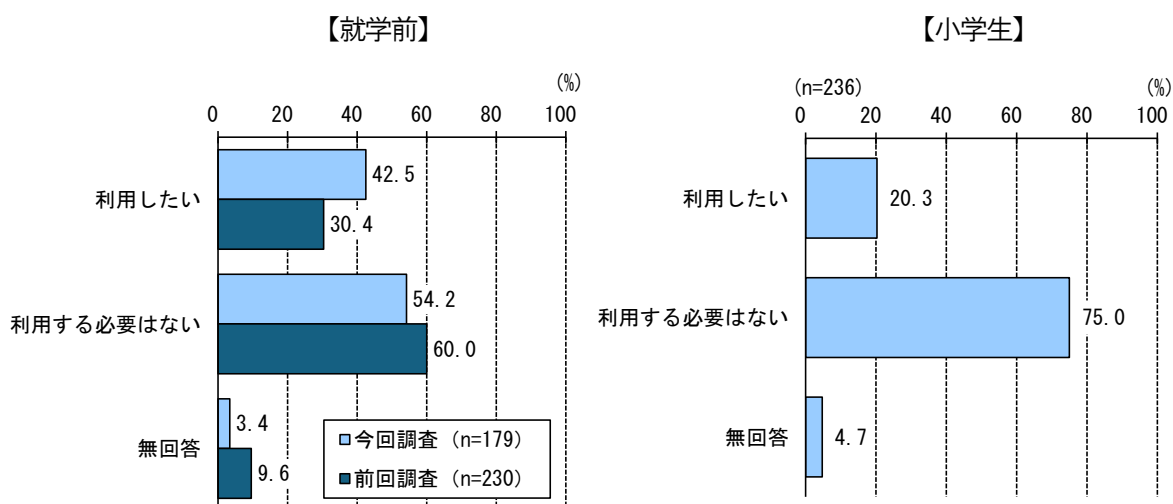
不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用状況について、「利用していない」は就学前児童では90.5%、小学生では93.6%となっています。

また、不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用希望について、「利用したい」は就学前児童では42.5%、小学生では20.3%となっています。

■不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用状況〈複数回答〉



■不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用希望〈単数回答〉

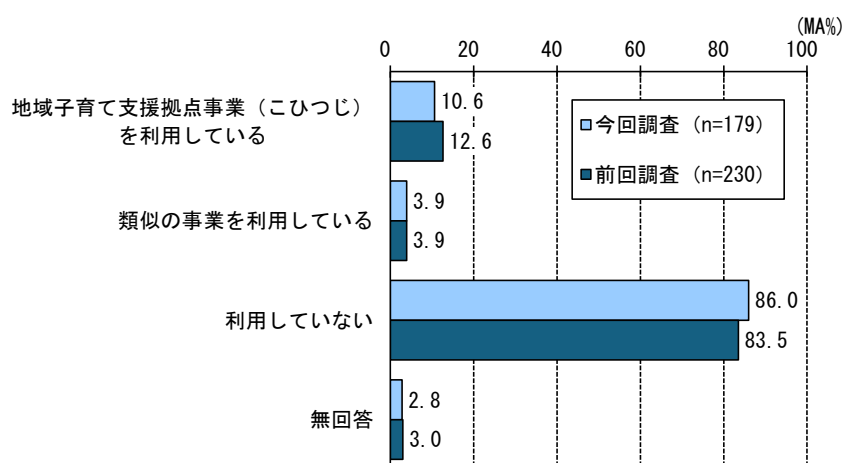


⑦ 地域子育て支援拠点事業（こひつじ）の利用状況について（就学前児童のみ）

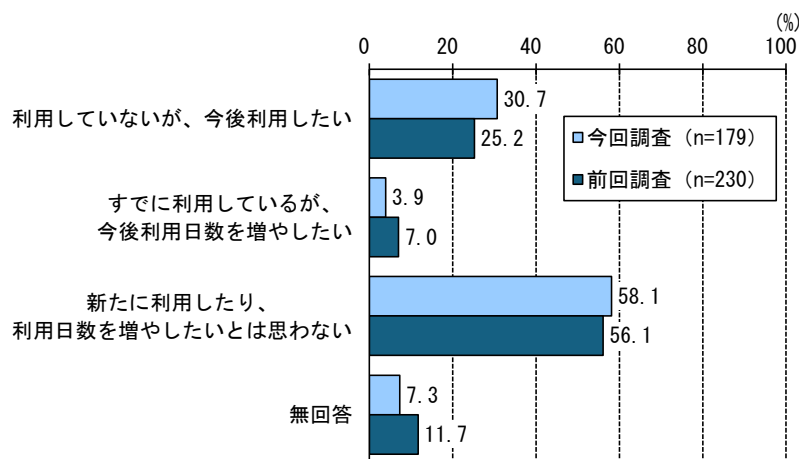
地域子育て支援拠点事業の利用状況について、「利用していない」が86.0%で最も多く、次いで「地域子育て支援拠点事業（こひつじ）を利用している」が10.6%、「類似の事業を利用している」が3.9%となっています。

また、地域子育て支援拠点事業や類似の事業の利用希望について、「利用していないが、今後利用したい」「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」を合わせた“利用したい方”は34.6%となっています。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況〈複数回答〉



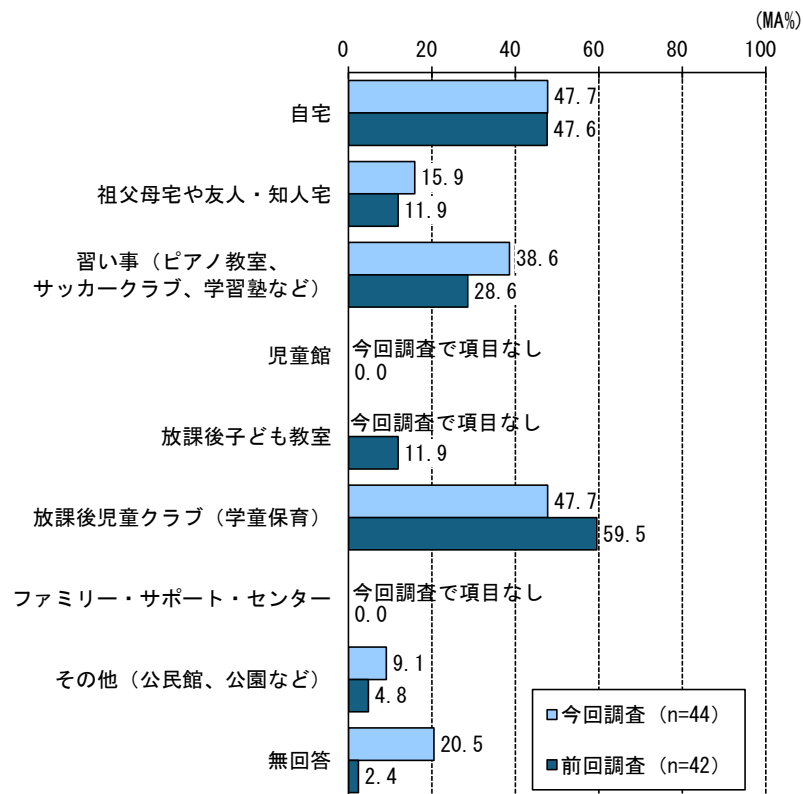
■ 地域子育て支援拠点事業や類似の事業の利用希望〈単数回答〉



⑧ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

就学前児童の小学校就学後の放課後の過ごし方の希望について、「自宅」「放課後児童クラブ（学童保育）」が47.7%で最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が38.6%、「祖父母宅や友人・知人宅」が15.9%となっています。

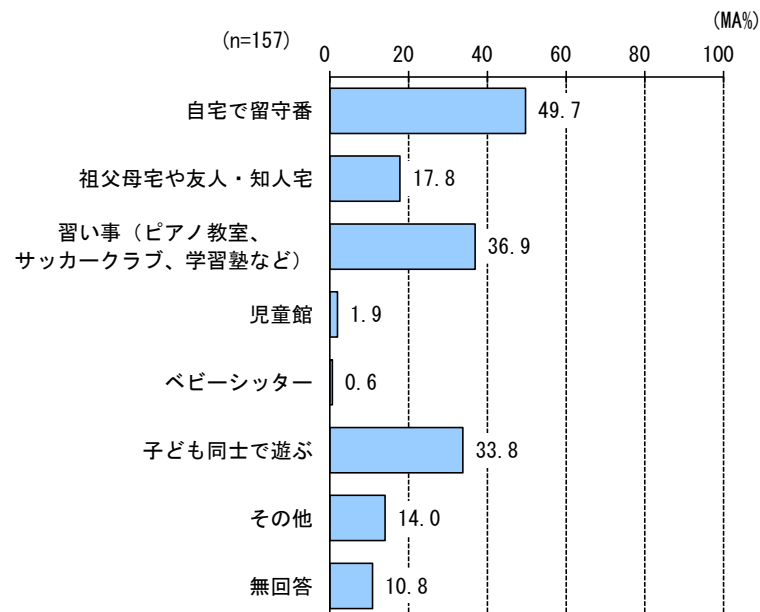
■小学校就学後の放課後の過ごし方の希望（就学前児童）〈複数回答〉



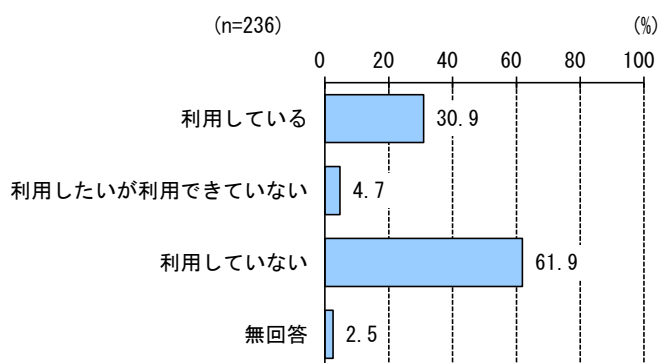
小学生の放課後の過ごし方について、「自宅で留守番」が49.7%で最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が36.9%、「子ども同士で遊ぶ」が33.8%となっています。

また、小学生の放課後児童クラブの利用状況は30.9%が「利用している」と回答しており、「利用したい」という方は33.9%となっています。

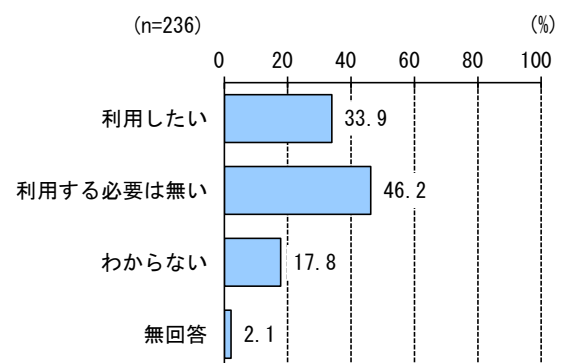
■小学生の放課後の過ごし方（小学生）〈複数回答〉



■放課後児童クラブの利用状況〈単数回答〉



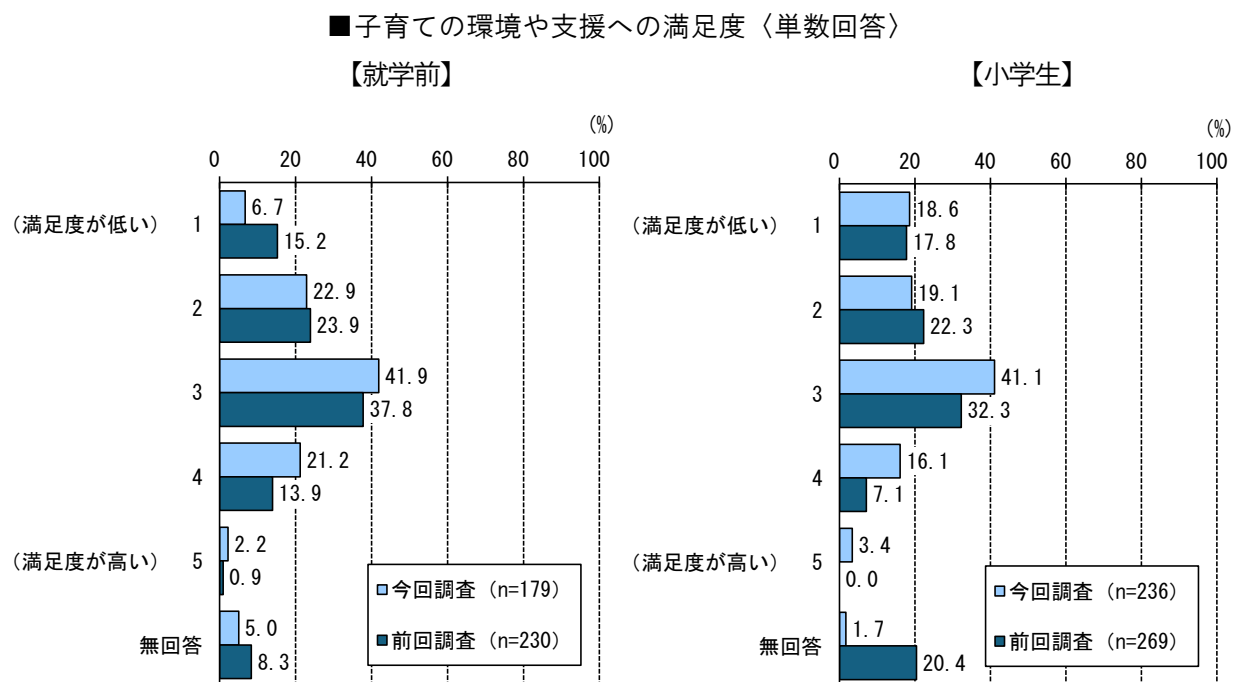
■放課後児童クラブの利用希望〈単数回答〉



⑨ 子育ての環境・支援について

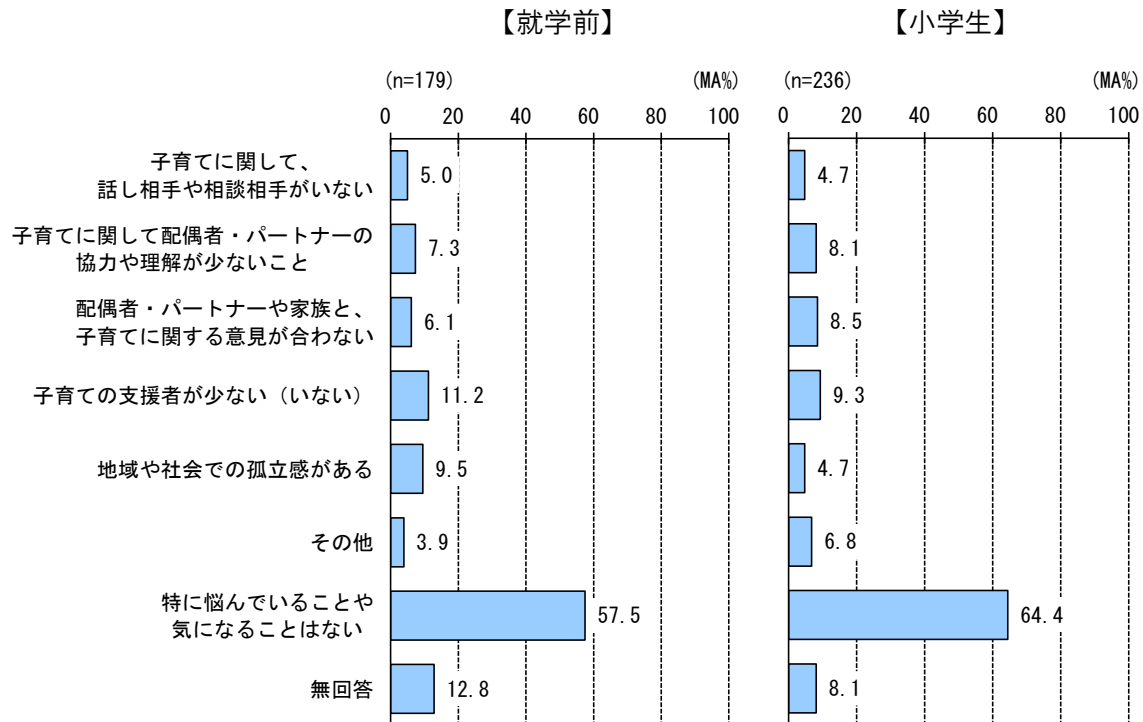
子育ての環境や支援への満足度について、就学前児童では「1」「2」を合わせた“満足度が低い方”は29.6%、「4」「5」を合わせた“満足度が高い方”は23.4%となっています。小学生では“満足度が低い方”は37.7%、“満足度が高い方”は19.5%となっています。

就学前児童・小学生ともに、子育ての環境や支援についての不満を抱えている方が約3～4割となっており、“満足度が低い方”が“満足度が高い方”の割合を上回っています。



また、子育て環境に関して、「特に悩んでいることや気になることはない」が就学前児童、小学生ともに5割を超えている一方で、「子育ての支援者が少ない（いない）」が就学前児童では11.2%、小学生では9.3%、「地域や社会での孤立感がある」が就学前児童では9.5%などとなっています。

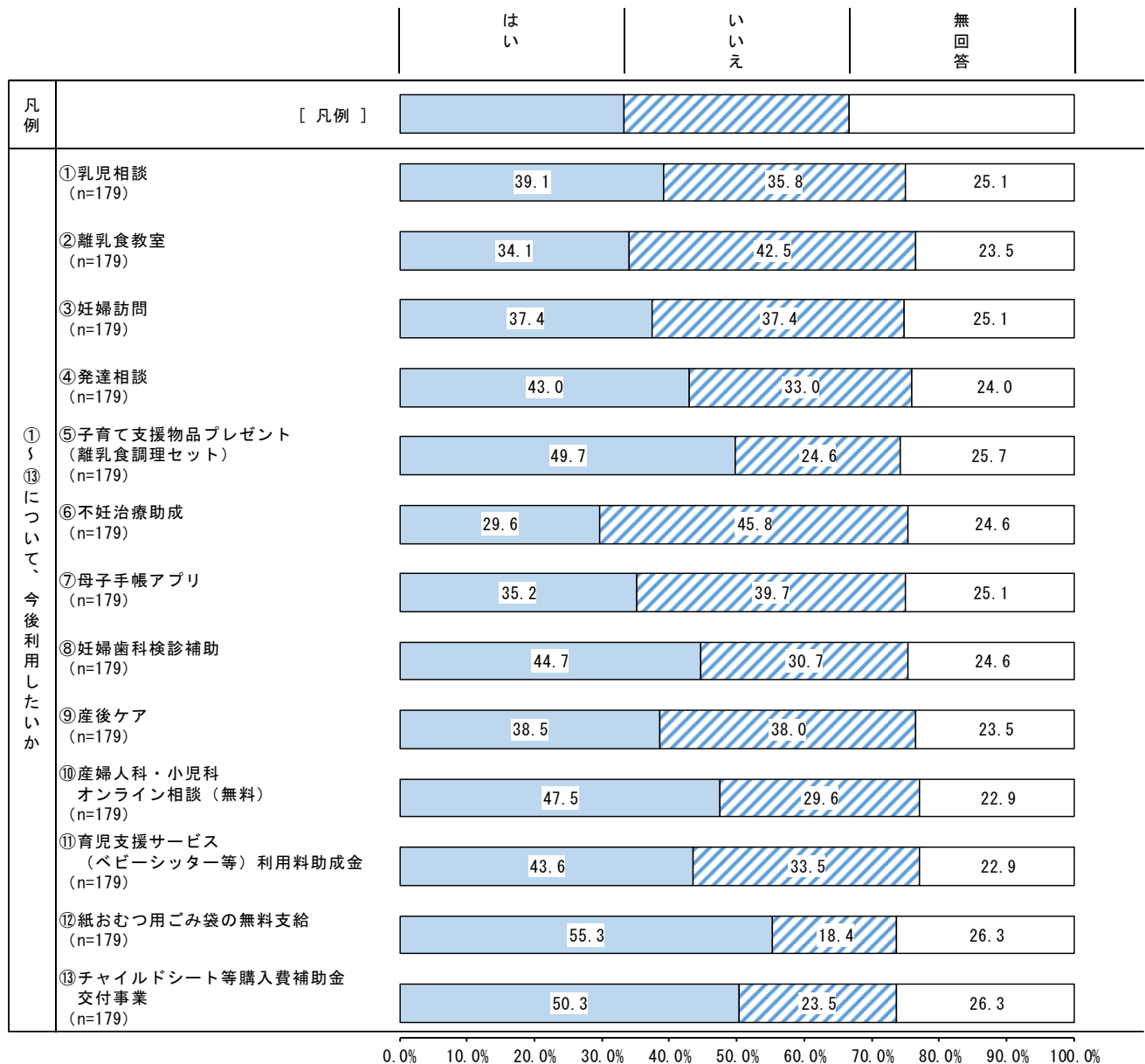
■子育て環境に関して、日頃悩んでいることや不安なこと、気になること〈複数回答〉



⑩ 御所市の事業の利用意向について

御所市の事業の利用意向として、「⑤子育て支援物品プレゼント（離乳食調理セット）」「⑩産婦人科・小児科オンライン相談（無料）」「⑫紙おむつ用ごみ袋の無料支給」「⑬チャイルドシート等購入費補助金交付事業」は、「利用したい」という方が5割程度となっています。

■御所市の事業の利用意向〈単数回答〉



3. 第2期計画の個別の施策評価

第2期計画においては、6つの基本方針と14項目の基本施策に体系づけた145項目の事業等（再掲事業を含む）を実施しました。

このうち、計画通りに実施できた事業等は130項目（89.0%）、事業をさらに拡充したい事業等は13項目（8.9%）、廃止を予定している事業等は2項目（1.4%）、見直しが必要な事業は1項目（0.7%）となっています。

【第2期計画に係る施策の評価結果】

基本方針・取組施策等	継続	拡充	縮小	廃止	見直し
基本方針1 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり					
1 子育て家庭に対する多様なサービスの充実	22	4	-	2	-
2 母子保健及び健康づくりの充実	19	3	-	-	-
基本方針2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備					
1 幼児期の学校教育・保育の充実	9	-	-	-	-
2 生きる力を育む教育環境の整備	19	1	-	-	1
基本方針3 地域での子育て支援の整備					
1 地域の人に関わる子育て支援体制の整備	3	-	-	-	-
2 わかりやすい子育て情報の発信	3	2	-	-	-
基本方針4 仕事と子育ての両立支援					
1 ワーク・ライフ・バランスの実現	5	-	-	-	-
2 家庭と仕事の両立のための子育て支援サービスの充実	5	-	-	-	-
基本方針5 子どもの安全の確保					
1 子育て世帯に配慮した環境の整備	6	-	-	-	-
2 交通安全対策と防犯対策の推進	13	-	-	-	-
基本方針6 子どもを守る仕組みづくりの支援					
1 児童虐待防止対策の充実	2	1	-	-	-
2 ひとり親家庭等に対する支援の充実	6	2	-	-	-
3 障害のある児童とその家庭への支援	17	-	-	-	-
4 経済的困難を抱える家庭への支援	1	-	-	-	-
合 計	130	13	-	2	1

※複数担当課で方針が異なる事業があるため、施策数の合計と一致しない場合があります。

4. 御所市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

アンケート調査を通して見えてきた現在の御所市の子ども・子育てを取り巻く課題を、第2期計画の基本方針ごとに整理しました。

(1) 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。妊娠・出産期は、精神的な不安や負担を抱えやすく、子育てについても不安が多い時期です。特に、親族からの支援が得られない、身近に相談相手がいない等の理由により、地域からの孤立を防ぐため、子育ての相談窓口をはじめ、子育てに関する情報提供の充実を図る必要があります。

アンケート調査では、緊急時もしくは用事の際、子どもを預けられる親族や友人・知人が「いずれもない」という方が就学前児童で10.6%、小学生で10.2%となっています。前回調査と比べると、「いずれもない」の割合が増加していることから、親族や友人・知人など、周囲からの子育て支援を受けにくい子育て世帯が増加していることがうかがえます。

妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを生み育てることができるよう、子育てに関する不安の軽減や知識の向上、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を実施することが必要です。

(2) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備

国は、「新子育て安心プラン」において、待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、地域の子育て資源の活用を進めることとしています。

アンケート調査では、母親の就労状況について、「フルタイム」「パート・アルバイトなど」を合わせた“働いている方”は就学前児童では69.9%、小学生では79.6%となっています。父親では、“働いている方”は就学前児童では91.0%、小学生では81.4%となっています。前回調査と比べると、母親の“働いている方”の割合が増加していることから、共働き世帯が増加していることがうかがえます。

子どもの人口は減少しており、今後も減少が予想されていますが、保護者の就労状況の変化等により保育のニーズは多様化していることから、適切に教育・保育ニーズの量の確保を行うことが必要です。

また、家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域での教育力も高めていきます。子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

さらに、子どもの心身ともに健全な成長を支援するため、子どもが困難を抱えた場合に早期に相談を行うことができる体制の充実や広報啓発を推進する必要があります。

(3) 地域での子育て支援の整備

アンケート調査では、「子育ての支援者が少ない（いない）」が就学前児童では 11.2%、小学生では 9.3%となっています。また、「地域や社会での孤立感がある」と回答した就学前児童が 9.5%となっており、子育て世帯の孤立を防ぐ、地域全体での取組、支援が重要となっています。

地域全体で子育てを支えるという意識を醸成し、地域における子育て支援拠点等の交流の場を提供することにより、保護者が孤立せず、地域住民との関わりを持ちながら子育てを進められる環境が必要です。地域のつながりを強化し、家庭、学校、市などの多様な主体が連携し、一体となって子育てを支えていく必要があります。

また、少子化高齢化が進行し、子どもの人口が減少する中で、地域の資源を活用して子育ての支援を行える体制を整備する必要があります。

(4) 仕事と子育ての両立支援

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することを目指しています。令和3年には「育児・介護休業法」の改正が行われ、特に男性の育児休業取得を推進するための新たな仕組みとして、出生時育児休業（産後パパ育休）の導入や、企業による育児休業取得の促進義務などが盛り込まれました。企業や社会全体の理解促進に向けた取組を推進し、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。

アンケート調査では、育児休業取得状況について、「取得した（取得中である）」が母親では 39.7%、父親では 15.1%となっています。前回調査と比べると、母親、父親ともに 10 ポイント以上増加しています。また、父親の育児休業を取得しなかった理由をみると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 35.9%で最も多く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」が 35.2%、「仕事が忙しかった」が 33.6%となっています。

これらのことから、男性の子育てへの参加が前回調査時に比べて増加していると考えられますが、依然として育児休業を取りづらい職場環境や、経済状況によって育児休業を取れない人がいることがわかります。男性の子育て参加への理解・促進に向けて、企業等における育児休業制度の一層の普及が必要です。また、仕事と子育ての両立に向けて、家庭や職場において、さらなる男女共同参画の意識の醸成が求められます。

(5) 子どもの安全の確保

近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。

子どもの安全確保は、安全・安心な社会のかなめであるとの認識のもと、子どもたちがあたたかな地域の見守りの目の中で、のびのびと遊び、学ぶことのできる地域づくりが求められます。社会全体で子どもの安全を守るという機運を高め、連携体制を構築していくことが重要です。

また、スマートフォン等の普及により、インターネットを悪用した犯罪などに子どもが巻き込まれるという事件も発生しています。より一層、情報モラル教育の推進などを通して、インターネットリテラシーの醸成を図る必要があります。

(6) 子どもを守る仕組みづくりの支援

国においては、家庭の経済的な状況などが子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。子どもの貧困の解消を目指すために、国は、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施すべく、令和6年9月に施行された「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」や「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」に基づき、総合的な取組を推進しています。

令和3年度の国民生活基礎調査によれば、相対的に貧困の状態にある子どもの割合は11.5%となっており、特にひとり親家庭の貧困率は44.5%となっています。

「子どもの貧困」は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子どものその後の人生に影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくりが求められます。

支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。特に、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制を充実することが求められます。

第3章 計画の基本理念・基本目標

1. 第3期計画の基本理念

次代を担う子どもたちは社会の大切な宝です。子どもたちの最善の利益を実現するためには、子どもが社会の一員として尊重されるとともに、保護者が喜びを感じながら子育てができることが重要となっています。

しかしながら、近年では、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等に伴い、育児に対する負担感の増加や育児の孤立が深刻な課題となっています。地域における共助の重要性が再認識され、保護者のみならず、地域住民、行政、関係団体等が一丸となって、子どもの幸せを第一に考え、子育て家庭を支えていく体制づくりが求められています。

これらの背景を踏まえ、地域全体で子どもと保護者を支え、すべての子どもたちが未来に向かって成長できる社会の実現を目指します。本計画の策定にあたり、本市では、第2期子ども・子育て支援事業計画で掲げた理念「心豊かな子が育ち、子育て支援の輪がひろがるまち」を継承し、子どもたちが健やかに、成長することができる環境を整備することは社会全体の大きな責務であるという認識のもと、新制度が目指す「子どもの最善の利益の実現」を第一に考え、地域社会全体で子育てを支える環境を整備し、誰もが安心して子どもを生み育てることができるまちを目指していきます。

基 本 理 念

心豊かな子が育ち、子育て支援の輪がひろがるまち

2. 計画の基本方針

本計画の基本理念の実現に向け、次の6つの基本方針を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

(1) 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防などを目的とした健康相談や家庭訪問の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援を推進します。

(2) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備

子どもが権利を持つ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、今後も子どもが穏やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

また、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組むとともに、子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

(3) 地域での子育て支援の整備

身近な地域の大人たちが子どもを見守る取組を推進するため、安心して育児ができる「顔の見える関係」を築くとともに、行政や関係機関との連携を深め、家庭が育児の不安を抱え込まない環境づくりを目指します。さらに、子どもや保護者が参加して交流できる場づくりなど、地域資源を生かした総合的な子育て支援体制づくりをさらに推進します。

(4) 仕事と子育ての両立支援

働きながら子どもを育てている人のために、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。さらに、男性も子育てに参加することができるようにするためには、働き方の見直しが必要なことから、子育て家庭に配慮した企業の実践や職場環境の改善が推進されるように、企業への働きかけにも取り組んでいくと同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを生み育てていく意識を広めていきます。

(5) 子どもの安全の確保

子どもを安心して生み育てることができるような安全なまちにするために、警察や保育所、学校等との連携を強化し、交通安全や防犯対策、学校や保育施設への安全管理の徹底を図ります。また、子育てバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、道路交通環境、公共施設や公共交通機関などの整備・設計や、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進していきます。

(6) 子どもを守る仕組みづくりの支援

障害のある子どもやひとり親家庭の子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

さらに、「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等を踏まえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

支援を必要とするすべての子どもとその家庭に対して、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を提供する体制づくりを推進します。

3. 施策体系

基本理念

基本方針

施策の方向

心豊かな子が育ち、子育て支援の輪がひろがるまち

1 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり

①子育て家庭に対する多様なサービスの充実

②母子保健及び健康づくりの充実

2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備

①幼児期の学校教育・保育の充実

②生きる力を育む教育環境の整備

3 地域での子育て支援の整備

①地域全体で子ども・子育てを支援する体制の整備

②わかりやすい子育て情報の発信

4 仕事と子育ての両立支援

①ワーク・ライフ・バランスの推進

②家庭と仕事の両立のための子育て支援サービスの充実

5 子どもの安全確保

①子育て世帯に配慮した環境の整備

②交通安全対策と防犯対策の推進

6 子どもを守る仕組みづくりの支援

①児童虐待防止対策の充実

②ひとり親家庭等に対する支援の充実

③障害のある児童とその家庭への支援

④経済的困難を抱える家庭への支援

第4章 施策の展開

基本方針1 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり

施策の方向1 子育て家庭に対する多様なサービスの充実

【方向性】

- ・子育て家庭が孤独や不安を感じることなく、心にゆとりを持ち、安心して子育てができるよう、多様な保育サービスや相談体制を整備し、子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てに関する学習機会の提供による家庭の教育力向上への支援、地域の人材を活用した子育て支援に取り組みます。

① 子育て支援サービスの充実

No.	具体的な取組	内容	担当課
1	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師又は保健師が訪問し、養育環境を把握するとともに、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。また、養育支援が必要でありながら自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見し、必要な支援へつなぎます。	健康推進課
2	一時預かり事業	冠婚葬祭等の急な用事や保護者の病気、育児疲れ等から、家庭で乳幼児の保育が困難になった場合、子どもを一時的に預かり、必要な保護を行うとともに、子どもを預けやすい環境づくりについて検討します。	子育て推進課
3	休日保育事業	私立保育所等と連携し、保護者の就労等により、日曜・祝日に児童の保育を必要とする場合に、子どもを預かり、保育を実施するとともに、ニーズに応じた環境整備等の検討を行います。	子育て推進課
4	子育て短期支援事業	保護者の病気、疲労等により緊急に児童の保護を必要とする場合や、経済的な理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設等において必要な養育・保護を行います。	子育て推進課
5	園庭開放	保育所に入所していない乳幼児やその保護者に対して保育所の園庭を開放し、子どもや保護者同士の交流を図るとともに、子育てに関する相談を行います。	子育て推進課
6	保育所・幼稚園での相談業務	通園児童の保護者や家族を対象に、随時育児相談等を行います。	子育て推進課

No.	具体的な取組	内容	担当課
7	保育サービスに関する情報提供	子育て中の親が必要としている情報の把握に努め、「広報御所」、市ホームページ、LINE 等において、保育サービスに関する情報提供を行うとともに、「市民ガイドブック」を作成し、転入者に配布します。また、御所市社会福祉協議会等が実施している様々な子育て支援サービスについて情報を発信します。	子育て推進課 企画政策課
8	利用者支援事業	子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、保育所や幼稚（児）園、認定こども園等の身近な場所で相談や助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。	子育て推進課
9	子育て支援拠点事業	地域子育て支援センターにおいて、乳幼児とその保護者が、気軽に集い、交流を図ることができる場を提供し、子育て相談や情報提供などを行います。	子育て推進課
10	子育て支援室「にじいろ広場」の運営	防災交流館にて、乳幼児とその保護者が、気軽に集い、交流を図ることができる場を提供し、子育て相談や情報提供などを行います。	子育て推進課
11	家庭支援員による相談	こども家庭センターにおいて、統括支援員や家庭支援員が家庭における児童の問題などの相談等に対応し、関係機関と連携及び必要に応じて訪問を実施します。また、母子保健機能及び児童福祉機能を一体的に運営することにより、児童及び妊婦の福祉に関する包括的な支援を実施します。	子育て推進課
12	子育て家庭への民生児童委員による訪問相談	民生児童委員が子育て家庭への訪問相談を実施し、日頃の悩みを把握することで、必要な相談や支援を行い、子育て家庭をサポートします。	福祉課

② 家庭の教育力の向上

No.	具体的な取組	内容	担当課
13	子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会	各保育所・幼稚園及び小中学校のPTA活動や保護者会をはじめ、様々な機会を活用し、家庭の子育て力・教育力を高めるための研修を行うとともに、家庭教育委員会活動の活性化に努めます。	生涯学習課 学校教育課 子育て推進課
14	「家庭教育の手引き」の周知	小学校1年生の保護者の方に向けて、「家庭教育の手引き」を配布しています。また、市ホームページ等でも周知を図り、家庭教育を推進します。	学校教育課
15	すくすく相談（幼児の発達相談）	1歳6か月児健診後や3歳6か月児健診後、保護者に児の様子確認の聴取を実施します。必要に応じて、臨床心理士による個別相談を予約制で実施し、児の様子や保護者の希望に合わせて、療育や医療機関などの案内を行います。また、発達相談での結果や観察時の所見を関係機関に引継ぎ、連携に努めます。	健康推進課

No.	具体的な取組	内容	担当課
16	家庭教育学級	PTA委員総会や研究大会で、家庭教育に関する講演会等を実施し、家庭の子育て力・教育力を高めます。保護者が子育てについて、学び合い、親として共に成長していく場になるような企画に務めます。	生涯学習課

③ 市民参加の子育て支援の充実

No.	具体的な取組	内容	担当課
17	世代間交流事業	各保育所、幼稚（児）園、小学校において、地域の高齢者との世代間交流を行い、昔語りやあそびの伝承、農業体験等の交流を通じて、子どもの豊かな感性を育みます。また、御所市社会福祉協議会・シニアクラブ連合会など関係団体と連携し、イベント等様々な機会での世代間交流するよう努めます。	学校教育課 子育て推進課 高齢対策課
18	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	本事業に代わる事業として、御所市独自事業「御所市育児支援サービス（ベビーシッター等）利用料助成金」の活用を推進します。	子育て推進課

④ 各種手当・助成による経済的負担の軽減

No.	具体的な取組	内容	担当課
19	医療給付制度	子ども医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度及び未熟児養育医療費助成制度により、0歳から高校生世代については一部負担金（最終的な受給者負担）のみで保険医療機関を受診できる現物給付方式により助成を行っています。	保険課
20	出産育児一時金	国民健康保険被保険者が出産した場合において、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金（一児につき50万円又は48万8千円）を支給し、出産時の経済的負担の軽減を図ります。	保険課
21	児童手当	子育て家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的に、高校生年代までの児童を養育している父母等に対し、児童手当を支給します。	子育て推進課
22	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、私学助成幼稚園に通う児童の、保護者が支払う副食費の一部を補助します。	子育て推進課

⑤ 奨学金による経済的負担の軽減

No.	具体的な取組	内容	担当課
23	高等学校等入学支度金	経済的理由により就学が困難な中学校生徒の進学を容易にするため、奈良県高等学校等奨学金の貸与を受けている生徒に対し、入学支度金（公立高校60,000円、私立高校120,000円）を給付します。	学校教育課
24	御所市ふるさと創生奨学金	勉学の意欲がありながら経済的理由で就学困難な生徒に対し、奨学金（大学・短期大学20,000円/月、高等学校等15,000円/月）を給付します。	学校教育課

⑥ その他の支援

No.	具体的な取組	内容	担当課
25	なら子育て応援団	妊婦及び18歳未満の児童がいる世帯を対象として、料金等の割引や特典などのサービスを行う「なら子育て応援団」の加入店舗数の拡充に努めるとともに、活動についての情報を広く市民に提供します。	子育て推進課

施策の方向2 母子保健及び健康づくりの充実

【 方向性 】

- ・安心して子どもを生み育てられるよう、妊娠・出産・子育て期を通じた母と子の健康づくりに取り組むとともに、心身の成長が著しい思春期の子どもが、妊娠・出産について正しく理解し、自主的に健康管理が行えるよう、健康教育に取り組みます。
- ・子どもが正しい食習慣を身につけ、生涯を心身ともに健康で過ごせるよう、食育の推進に取り組みます。
- ・安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、県や関係機関との連携により、小児医療体制の整備に取り組みます。

① 産前・産後の切れ目ない健康支援

No.	具体的な取組	内容	担当課
26	乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師又は保健師が訪問し、養育環境を把握するとともに、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。また、養育支援が必要でありながら自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見し、必要な支援へつなぎます。	健康推進課
27	妊婦訪問指導	助産師や保健師が家庭を訪問し、相談を行うとともに、適切な関係機関との連絡調整を行います。	健康推進課
28	妊婦健康診査・産婦健康診査	妊婦健康診査・産婦健康診査費用の一部助成を行うことにより、妊産婦の経済面の負担を軽減するとともに健康の保持増進を図ります。	健康推進課
29	乳幼児健診（4か月児）	4か月児を対象に健康診査を実施し、疾病や発達障害の早期発見、育児に関する情報提供、相談、助言等を行うとともに、個別通知により受診率の向上、未受診者の把握を図ります。健診時にはブックスタートとして、市から絵本を1冊プレゼントし、図書館による絵本の紹介を行います。また、地域の子育てをサポートしている主任児童相談員から絵本のプレゼントを実施します。	健康推進課
30	乳児相談（7・10か月児相談）	7か月児、10か月児とその他の希望者、経過観察が必要な児を対象に、身体計測・保健師による問診・生活指導、歯科衛生士による歯科指導、栄養士による栄養指導を実施し、乳幼児の発育・発達状況の把握と保健指導を行います（毎月1回（木曜日））。	健康推進課
31	乳幼児健診（1歳6か月児）	1歳7～8か月児を対象に健康診査（歯科健診含む）を実施し、疾病や発達障害の早期発見、育児に関する情報提供、相談、助言等を行います。個別通知により受診率の向上、未受診者の把握を図ります。	健康推進課

No.	具体的な取組	内容	担当課
32	乳幼児健診（3歳6か月児）	3歳6か月児を対象に健康診査（歯科健診含む）を実施し、疾病や発達障害の早期発見、育児に関する情報提供、相談、助言等を行うとともに、個別通知により受診率の向上、未受診者の把握を図ります。	健康推進課
33	2歳児歯科健診	乳幼児の歯の健康づくりのため、2歳3か月から2歳6か月児を対象に、予約制で歯科健診、歯科衛生士による歯みがき指導、フッ素塗布、歯科相談を行います（年4回実施）。	健康推進課
34	予防接種	感染症の発生・まん延の防止のため、予防接種法に基づき定期的な予防接種を行うとともに、予防接種手帳及び予防接種の説明の送付、個別通知や関係機関と連携することにより、接種率の向上に努めます。予防接種の重要性、必要性を周知し、適切な時期に予防接種を受けられるよう情報を提供します。	健康推進課
35	母子相談事業	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を目的に、専門職が相談や情報提供、関係機関との連携を行います。	健康推進課
36	不妊治療費助成事業	不妊治療を受けている人を対象に、経済的及び精神的負担の軽減を図るため費用の一部（不妊治療の自己負担額を1年度につき上限10万円、期間5年間限度）を助成します。	健康推進課
37	母親教室（Hello ベビー教室）	妊婦とその家族を対象に、妊娠中に必要な栄養や歯科に関する情報、妊娠中の過ごし方等の情報を提供し、不安の軽減を図り、妊婦同士が交流し友だちづくりができる場を提供します。また、妊娠届出時や妊娠中の電話・訪問時に参加勧奨することで参加数増加を目指します。	健康推進課
38	両親教室（パパママ教室）	助産師と保健師より、妊娠・出産・育児についての情報提供や、夫や父親としての役割を伝え、沐浴、妊婦体験を実施します。妊娠届で参加を希望している方や、必要な方へ教室への参加を促し、妊娠・出産・育児について情報共有、支援を行います。	健康推進課

② 思春期保健対策の充実

No.	具体的な取組	内容	担当課
39	性や性感染症予防や薬物に対する学習機会の提供	保健の授業等を通じ、性の問題や自身の心と体について、児童・生徒が正しい理解と認識を深めるとともに、自身及び他者を大切に思う気持ちや知識を持てるよう、各校の実態に応じて、教育課程に組み込み、計画的に学習指導を行います。	学校教育課
40	中・高校生等が幼児と触れ合う機会の提供	生徒が子育ての意義や大切さを理解できるよう、中学校の職場体験学習等を活用し、乳幼児と交流する機会の拡充を図ります。「包括連携協定」を軸にした市内高校との交流活動を計画し、校種間で協力し合い、学びの場となることを目指します。	学校教育課 子育て推進課

③ 食育推進運動の普及・定着

No.	具体的な取組	内容	担当課
41	年齢別の食育	各種乳幼児健診において、個別での栄養相談を実施するなど、乳幼児の健全な食生活の実現を図ります。	健康推進課
42	各種健診を活用した食育の推進	乳幼児健診等の機会を活用して、食育の重要性に対する保護者の認識を深めるとともに、家庭での食育の進め方等についての情報提供を行います。	健康推進課
43	保育所等での食育の推進	給食のサンプル展示を行い、保護者の食への関心を促します。給食献立も毎月保護者に配布します。旬の食材や季節に応じたレシピを掲載します。給食献立は、栄養士が作成、給食調理員とともに毎月検討します。	子育て推進課
44	離乳食教室（ママ's キッチン）	生後10か月までの乳児と保護者を対象に、管理栄養士が乳児に必要な栄養や離乳食の正しい知識・調理方法について説明し、食習慣の基礎を育むための支援をします。	健康推進課

④ 医療費助成制度の活用

No.	具体的な取組	内容	担当課
45	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の父子又は母子が保険医療機関で診療を受けた場合の自己負担金に対し、医療費の助成を行います（自己負担分に対し、1医療機関（レセプト）毎に月額500円（ただし2週間以上の入院は月額1,000円）を控除した額を助成）。なお、0歳から高校生世代については現物給付方式による助成を行っています。	保険課
46	子ども医療費助成事業	高校生世代までの子どもに係る医療費について、保険医療機関において一部負担金（1医療機関（レセプト）毎に月額500円（ただし、2週間以上の入院は月額1,000円））のみで受診できる現物給付方式による助成を行っています。	保険課
47	未熟児養育医療費助成事業	未熟児を養育する子育て世帯等への経済的負担軽減を目的として、指定養育医療機関において入院治療を要する未熟児に対し、医療費の助成を行います（医療保険各法で定める自己負担金から母子保健法の規定による徴収基準額を控除した額を助成）。	保険課

⑤ 小児医療体制の整備

No.	具体的な取組	内容	担当課
48	緊急医療体制の整備	市医師会や近隣市の協力を得て、休日や夜間の急病時に、安心して医療機関を受診できるよう、小児救急医療体制の充実を図るとともに、その案内やこども救急電話相談の周知に取り組みます。	健康推進課

基本方針2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備

施策の方向1 幼児期の学校教育・保育の充実

【方向性】

- ・保護者の多様なニーズにきめ細かに対応し、子どもの健やかな育ちを支援するため、質の高い教育・保育の総合的な提供に取り組みます。

① 提供体制の確保

No.	具体的な取組	内容	担当課
49	保育所の整備	保護者の就労や病気等の理由により、家庭において充分保育することができない乳幼児の保育を行うため、保育所の整備を図るとともに、適正な規模の子ども集団が確保できるように取り組みます。	子育て推進課
50	幼稚園の整備	幼児期の特性を踏まえ、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、小学校以降の教育の基盤をつくる教育環境の整備を図ります。	子育て推進課
51	認定こども園の整備	就学前の児童に対し、教育・保育を一体的に提供する機能や地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」の設置を目指します。	子育て推進課
52	地域型保育事業の整備	必要に応じ、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の整備の検討を行います。	子育て推進課
53	多様な主体の参入を促進する事業	地域ニーズに即した保育環境の整備に向け、新規の事業者が新制度における保育事業を円滑に設置し、運営を行っていくことができるよう努めます。	子育て推進課

② 教育・保育の質の向上

No.	具体的な取組	内容	担当課
54	学校評議員制の実施	学校が家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を展開するために学校評議員制を活用し、評議員の意見を学校運営に反映します。	学校教育課 子育て推進課
55	幼保小の連携の促進	就学前の教育・保育施設と小学校との円滑な接続に向け、教育・保育内容や環境等の充実・改善を図るとともに、「幼小接続」推進のための管理職研修を実施します。子どもの発達を長期的な視点で捉え、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育を推進していきます。	学校教育課 子育て推進課

No.	具体的な取組	内容	担当課
56	幼稚園教諭・保育士の質の向上	幼稚園教諭や保育士の各種研修会への参加を促し、職員の資質や技術の向上を図るとともに、幼稚園教諭及び保育士による合同研修、人事交流等を推進し、学校教育・保育の共通理解や人材育成に努めます。また、奈良教育大学との包括連携に基づく研修、研究協議を行い、就学前教育・保育の質の向上を図ります。	子育て推進課
57	施設・設備の充実	安心・安全な保育環境の整備に向け、保育施設の修繕を行い、効率的な保育運営を目指します。	子育て推進課

施策の方向2 生きる力を育む教育環境の整備

【 方向性 】

- ・子どもたちが、将来、社会人として自立して生きていけるよう、学校、家庭、地域との連携・協働による教育活動を推進するとともに、いじめや不登校等の問題への対応や有害環境の浄化、ネットリテラシーの醸成等、児童の健全育成に取り組みます。

① 生きる力を育む教育の推進

No.	具体的な取組	内容	担当課
58	子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導	各小学校・中学校において、個に応じたきめ細かな指導を行うため、少人数学級編制や少人数指導を行います。	学校教育課
59	豊かな人間性の育成	児童・生徒の豊かな人間性を育む「心の教育」を御所市学校教育の指導方針の重点課題として位置付け、様々な教科・領域での取組を進めます。	学校教育課
60	青少年相談事業	不登校などの子どもの生活にかかわる様々な悩みに対応するため、臨床心理士による教育相談を実施するとともに、心理的又は情緒的な原因により登校できない児童・生徒の学校復帰を支援するため、適応指導教室を設置し、相談体制を充実させます。	学校教育課
61	ふれあい人権セミナー	市民が人権問題について、正しい知識と認識を培えるよう、市民をはじめ、地域・諸団体リーダーを対象に、あらゆる人権問題をテーマとしたセミナーを開催します。	人権施策課
62	子ども読書推進事業	読書を通じて、子どもたちが想像力や物事を考える力を養うことができるよう、おはなしの会（毎月第2・4土曜日）や読み聞かせ（毎月第1日曜日）、ブックスタート（毎月第2木曜日）などの読書推進事業に取り組みます。	生涯学習課
63	外部の人材の協力による学校の活性化	特色ある学校づくりを推進するため、各小学校・中学校の体験学習や調査学習、交流等において、地域の人材を活用します。	学校教育課
64	小中学校での福祉活動	児童・生徒が地域福祉やボランティア活動に関心を持つことができるよう、市内小・中学生において福祉施設等への訪問を行います。また、御所市社会福祉協議会などが行っている福祉体験などを取り入れ「ともに生きる力」を育みます。	学校教育課
65	スポーツ事業	学校教育における体育や地域スポーツ活動の充実を図るとともに、児童・生徒の「たくましい心と体」を育成し、仲間同士の交流を深めることを目的に、各種スポーツ事業を実施します。	生涯学習課
66	青少年健全育成事業	児童・生徒が自然の中で、年齢や地域の異なる仲間たちとの共同生活を通じて自主性や協調性を高め、新しい自分を発見することを目的に、市内小学5年生～中学3年生を対象に、体験学習を実施します。団体活動やソーシャルスキルの向上につながるプログラムを実施し、参加者の増加を図ります。	生涯学習課

② 教育環境の向上

No.	具体的な取組	内容	担当課
67	教育の資質向上を図るための教育的支援	教育関係職員の資質向上を図るため、教育研究所の各種講座への参加を促すとともに、各校園に対し、各教科領域における研究大会への積極的な参加を呼びかけ、教職員の資質向上に努めます。	学校教育課
68	地域と学校の連携	学校、家庭、地域の三者の協力関係を深めるため、市内の小学校、中学校の教科や学習活動等において、地域団体や個人とのパートナーシップ事業を展開し、地域に密着した学校づくりを推進します。	学校教育課
69	特色ある学校づくり	学校、家庭、地域が教育における互いの役割を理解し、それぞれの責任を果たすとともに、相互の連携や協力により地域全体の教育力を高め、一体となって子どもの健やかな成長を担っていくことができるよう、家庭や地域の意見等を踏まえた、地域一体の特色ある学校づくりを推進します。	学校教育課
70	部活動への外部指導者の活用や地域との連携	専門性の高い外部人材の協力を得て、市内中学校の部活動の活性化を図れるよう、県の教育委員会と連携して外部指導者の招聘を行います。	学校教育課
71	安全管理に関する取組	市内の各保育施設、教育施設において、災害対応マニュアルや危機管理マニュアルの作成、見直し、各種訓練の実施等により、子どもの安全・健康・危機管理の徹底化を図ります。	学校教育課 子育て推進課
72	義務教育施設整備事業	教育施設の維持・管理に努めるとともに、良好な児童生徒の教育環境の構築のため、学校規模適正化事業を進めていきます。	教育総務課

③ いじめや不登校等への対策

No.	具体的な取組	内容	担当課
73	スクールカウンセラーの設置	生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを各小中学校に配置し、児童・生徒の生活上の相談や悩みに応じるとともに、教師や保護者に対して助言や支援を行います。	学校教育課
74	犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった子どもに対するカウンセリング	支援を必要とする児童・生徒に対し、市こども家庭センターや高田こども家庭相談センター及び高田警察署と連携し、各小中学校に配置しているスクールカウンセラーによるきめ細かなケアを行います。	学校教育課
75	保護者に対する助言・指導等	保護者参観などの学校行事、家庭訪問や日々の連絡などの機会を活用し、保護者に対する支援や働きかけを行います。いじめや不登校の早期発見、対応の重要性を啓発し相談しやすい環境づくりを推進します。	学校教育課

No.	具体的な取組	内容	担当課
76	インターネットや携帯電話を利用する子どもたちの安全を守る取組	児童、生徒一人につき1台の学習用端末を配布していることに伴い、ネットリテラシーの向上やインターネットの危険性の啓蒙を行います。さらに、児童・生徒がインターネットに関する犯罪やトラブルに巻き込まれることがないよう、学校において保護者に対する啓発活動を行うとともに、PTA活動においてネット犯罪や情報モラル等に関する研修会を実施します。	学校教育課

④ 非行防止と有害環境の浄化

No.	具体的な取組	内容	担当課
77	違反広告物撤去作業	子どもを取り巻く有害環境対策を推進するため、市内の電柱、ガードレール等に貼られているピンクビラ等の違反広告物について、関係機関・団体等と連携を図りながら撤去作業を定期的に行います。	まちづくり推進課
78	青少年非行防止・青少年指導事業	青少年の非行を防止し、青少年の健全な育成を図るため、広報や各地区協議会による啓発活動を進めるとともに、御所市青少年指導員協議会と協力し、定期的な街頭指導、巡視活動、環境浄化活動等を行います。	生涯学習課 青少年センター

基本方針3 地域での子育て支援の整備

施策の方向1 地域全体で子ども・子育てを支援する体制の整備

【方向性】

- ・親としての自覚を持ち、子どもと向き合いながら自分らしい子育てができるよう、家庭教育に関する情報や学習機会の提供等を通して、家庭の教育機能を高めるとともに、家庭・地域での子育てを支援し、社会全体で子どもを育てる活動を積極的に進めます。

① 地域における支援の充実

No.	具体的な取組	内容	担当課
79	地域で子育てを支えるための意識啓発と子育て支援組織づくり	御所市で活動する子育て支援サークルに対し、「家庭教育支援チーム」への登録推進を行います。奈良県の家庭教育月間目標の情報発信等を行い、家庭教育に関心を深める取組を行います。	生涯学習課
80	子育て支援サークルに対する支援の実施	家庭教育支援チームに対し、活動に対する補助支援を行います。また、市ホームページや「広報御所」への掲載などの情報発信を行い、活動を知ってもらうための支援を行います。	生涯学習課
81	市の文化事業等を通じた世代間交流の促進	文化事業とのコラボレーション企画など、各世代が参加でき、家庭教育支援チームと触れ合うことのできる場を提供します。	生涯学習課
82	子ども食堂に対する支援の実施	保護者の子育てを支援し、地域の居場所づくりと世代間交流の促進を図るため、市内で活動する子ども食堂の運営団体に対し運営経費を補助します。また、御所市社会福祉協議会など関係団体と連携し、食材提供やイベント開催の支援を行います。	子育て推進課

施策の方向2 わかりやすい子育て情報の発信

【 方向性 】

- 子育てに必要な情報提供を充実するため、子育てガイドや SNS（御所市 LINE 公式アカウント、X〔旧：Twitter〕等）、子育て支援アプリ「わくわく子育てナビ」など様々な媒体を活用して、定期的かつ幅広い情報提供を図ります。

① わかりやすい情報発信の推進

No.	具体的な取組	内容	担当課
83	ポータルサイトの構築（子育て支援に関するホームページの充実）	乳幼児の健診などの情報をパソコンで見ることができる「マイナポータル」の利用を促進します。市ホームページや「広報御所」への掲載などの情報発信を行い、家庭教育支援チームの活動を知ってもらうための支援を行います。	健康推進課 生涯学習課
84	SNSなどのICTを使用した子育て支援情報の発信	妊娠期～子育て期に役立つ情報の配信や、健診・予防接種の管理ができる「わくわく子育てナビ（母子手帳アプリ）」の活用を促進するとともに、内容の充実に努めます。子育て支援の情報発信のため、LINEなどのSNSを活用します。さらに令和6年度から、「産婦人科小児科オンライン相談」を実施し、無料で小児科・産婦人科医や助産師に相談できる事業を展開しています。	健康推進課 子育て推進課
85	子育て情報誌等の配布	わくわく子育てセンター発行の「御所市子育てガイドブック」により、妊娠期～子育て期に役立つ情報を発信するとともに、内容の充実に努めます。	健康推進課

基本方針4 仕事と子育ての両立支援

施策の方向1 ワーク・ライフ・バランスの推進

【方向性】

- ・就労する保護者が仕事と子育てを両立できるよう、男女共同参画意識の浸透を図り、ワーク・ライフ・バランスをさらに推進するための環境づくりに取り組みます。

① 事業主に対する啓発活動の推進

No.	具体的な取組	内容	担当課
86	仕事と家庭の両立支援に向けた取組	広報や市ホームページ等を活用し、育児・介護休業法の周知・啓発を行うとともに、仕事と家庭の両立支援に向けて、多様な働き方や再雇用制度の導入に向けた呼びかけを行います。	農林商工課
87	若者の就労促進	次代の親となる若い世代が希望する結婚や子育ての希望を叶え、喜びと楽しみを持って子育てができるよう、広報や市ホームページ等を活用し、市内の事業主へ若年者の就労促進に向けた啓発を行います。	農林商工課

② 労働者に対する啓発活動の推進

No.	具体的な取組	内容	担当課
88	育児・介護休業等の取得促進	広報や市ホームページ、国・県・各種団体の広報物品等を活用し、育児・介護休業法の周知・啓発を行い、働く人が自身の働き方を主体的に考え、見直すきっかけをつくり、育児・介護休業や看護休暇等の取得促進を図ります。	農林商工課
89	若者の就労支援	若い世代の経済的自立に向け、ハローワークや奈良しごとiセンターと協力し、庁内掲示による求人情報の提供や就職相談などの就労支援を行います。	農林商工課

③ 相談体制の整備

No.	具体的な取組	内容	担当課
90	労働相談への対応	市民の労働相談に対し、奈良県の専門窓口等を紹介するなど、適切な相談機関へつなぎます。	農林商工課

施策の方向2 家庭と仕事の両立のための子育て支援サービスの充実

【 方向性 】

- ・家庭と仕事の両立を支援するため、保護者の働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスの充実に取り組みます。

① 多様な保育サービスの充実

No.	具体的な取組	内容	担当課
91	一時預かり事業(再掲)	冠婚葬祭等の急な用事や保護者の病気、育児疲れ等から、家庭で乳幼児の保育が困難になった場合、子どもを一時的に預かり、必要な保護を行います。	子育て推進課
92	延長保育事業	保護者の就労等の事情により、通常の保育時間内に子どもを迎えに来ることができない場合に、保育の延長を行います。	子育て推進課
93	病児保育事業	病期中・病気回復期にあり、保育所や幼稚園(児)園へ登園できない子どもを、病院の専用スペース等で看護師等が一時的に保育を行う病児保育事業については、近隣市町との協力による事業の推進を図ります。	子育て推進課
94	休日保育事業(再掲)	保護者の就労等により、日曜・祝日に児童の保育を必要とする場合に、子どもを預かり、保育を実施します。	子育て推進課
95	放課後児童健全育成事業(学童保育所)	保護者の就労や疾病等により、昼間保護者のいない家庭の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び・生活の場を提供するとともに、ニーズの高まりに対応できるよう、充実を図ります。また、指導員の確保に取り組み、学童保育の質の向上を推進します。	子育て推進課

基本方針5 子どもの安全の確保

施策の方向1 子育て世帯に配慮した環境の整備

【方向性】

- 子どもや子ども連れの親、妊産婦が安心して外出できるよう、道路、公園、公共建築物等の公共施設において、子育てバリアフリーの視点から整備を図るとともに、安全管理に取り組みます。

① 子育てバリアフリーの推進

No.	具体的な取組	内容	担当課
96	子育てにやさしい道路の整備	歩道の段差解消や安全柵の設置、歩道拡幅など、子どもや子ども連れにやさしい道路整備に取り組みます。	建設課
97	公共施設設備における子育てバリアフリー	公共施設の整備にあたっては、子育てバリアフリーの視点に立ち、子ども連れが利用しやすい施設となるよう配慮します。子ども用車いすを庁舎に設置しました。今後、利用状況や効果などに応じて設置台数を検討します。	福祉課 管財課
98	公共施設における受動喫煙防止対策の推進	全公共施設において分煙化を進め、受動喫煙防止に努めます。	管財課
99	受動喫煙防止の啓発	市民に対し、受動喫煙の影響について啓発を行うとともに、公共の場所での禁煙の取組の重要性への理解を深めます。	健康推進課

② 遊び環境の整備

No.	具体的な取組	内容	担当課
100	公園の安全管理	子どもが安全に遊ぶよう、公園遊具の定期点検を実施し、危険遊具の確認・撤去、遊具の入れ替え等の公園改修整備を行うなど、適切な環境の維持管理を図ります。令和7年度には葛城公園のバリアフリー化に取り組む予定です。	都市整備課

③ 居住環境の整備

No.	具体的な取組	内容	担当課
101	子育て家庭に配慮した地区開発の推進	子育て家庭にやさしい住環境を整備するため、市内における一定規模以上の開発については、建築協定、地区計画等を利用して、公園、緑地等の設置を義務付けるなど、良好なまちづくりに努めます。	まちづくり推進課

施策の方向2 交通安全対策と防犯対策の推進

【方向性】

- ・事故や犯罪から子どもたちを守るため、安全環境の整備を計画的に進めるとともに、地域の交通安全・防犯活動を推進し、安心・安全な地域づくりに取り組みます。

① 道路環境の整備

No.	具体的な取組	内容	担当課
102	交通安全施設の整備・改善事業	ガードレールやカーブミラー等の整備・改善、道路パトロールや通報に応じた施設の修繕を行い、安全な道路交通環境の確保を図ります。	建設課
103	交通危険箇所の点検	道路の安全確保のため、定期的に危険な箇所がないか点検を行います。	建設課

② 交通安全指導の実施

No.	具体的な取組	内容	担当課
104	ピカピカ1年生下校時指導事業	警察と協力し、市内の全小学校において、新1年生を対象に、登下校時における交通安全・事故防止のための防犯指導・交通安全下校指導等を行います。	地域協働安全課
105	交通安全巡回教室開催事業	警察と協力し、市内各保育所及び幼稚（児）園において、子どもへの交通安全指導を実施します。	地域協働安全課
106	子どもを守る安全教室開催事業	市内保育所及び幼稚（児）園の保護者を対象に、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法についての普及啓発活動を行います。	地域協働安全課

③ 防犯環境の整備

No.	具体的な取組	内容	担当課
107	子ども110番運動の周知・啓発	子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時、助けを求めてかけ込むことができるよう、緊急時の避難先であるという認識の周知、啓発を行います。	学校教育課
108	学校付近や通学路等のパトロール活動	子どもの登下校の安全を確保するため、学校地域パートナーシップ事業の一環として、PTA等学校関係やボランティアと連携した「見守り隊」活動を推進します。また、見守り隊や民生児童委員の方と連携し、学校・地域・家庭・行政で情報共有することで、子どもたちの安全確保に努めます。	学校教育課 生涯学習課

No.	具体的な取組	内容	担当課
109	犯罪に関する情報提供	本市を含む葛城広域行政事務組合により、不審者情報をメール配信するとともに、生徒指導部会を定期的に開催し、情報の把握に努め、警察との情報交換を密にします。	学校教育課
110	学校における防犯対策	不審者対応訓練の定期的な実施により、防犯体制の充実を図ります。	学校教育課
111	地域の見守り活動等への支援	地域住民やPTA等が実施する自主的な見守り活動、防犯パトロールを支援し、子どもの安全確保を図ります。	生涯学習課
112	地域安全推進委員御所支部等、関係機関との連携	地域の防犯意識の向上を図るため、地域安全推進委員御所支部と連携し、犯罪や事故等の未然防止に向けた取組を推進します。	地域協働安全課

④ 防犯意識の向上

No.	具体的な取組	内容	担当課
113	児童・生徒の防犯講習の実施	子どもが犯罪の被害に巻き込まれないよう、警察や各関係機関との連携し、市内の小・中学校において防犯講習を実施します。	学校教育課

基本方針6 子どもを守る仕組みづくりの支援

施策の方向1 児童虐待防止対策の充実

【方向性】

- ・児童虐待の問題に対応するため、関係機関とのネットワークの強化を図り、未然防止からアフターケアまでの総合的な支援に取り組みます。

① 虐待の未然防止と早期発見

No.	具体的な取組	内容	担当課
114	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭の居宅を保健師や助産師が訪問し、安定した児童の養育を行えるよう、養育に関する指導・助言等の支援を行います。	健康推進課
115	各種健診を利用した未然防止への取組の推進	乳幼児健診等の機会を活用して、児童虐待がおこる背景や虐待の特性に対する認識を深めるとともに、虐待の早期発見に努めます。	健康推進課
116	御所市虐待等防止ネットワークの充実	虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関等と迅速かつ円滑に連携し、その子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な対応を実施します。	子育て推進課

施策の方向2 ひとり親家庭等に対する支援の充実

【 方向性 】

- ・ひとり親家庭が地域で孤立することなく安定した生活を送ることができるよう、生活支援、就業支援、経済的支援など、総合的な支援に取り組みます。

① 生活支援、就業支援の充実

No.	具体的な取組	内容	担当課
117	母子・父子自立支援員等による相談事業	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭に対し、生活一般についての相談や子どもの養育に関する相談に応じるとともに、職業能力の向上や求職活動に関する相談・指導、情報提供を行うなど、自立への支援を行います。	子育て推進課
118	ひとり親に対する日常生活支援	ひとり親が、就職活動や疾病等の理由で、一時的に生活援助・保育サービスが必要となった場合において、必要な支援を受けることができるよう、奈良県スマイルセンターと連携します。	子育て推進課
119	ひとり親家庭自立支援対策事業	ひとり親家庭の経済的自立を目的に、就業相談、就業情報の提供等、ハローワーク等の就業支援機関と連携しながら就業支援を行うとともに、就業に有利となる資格など対象講座の受講料の助成を行います。	子育て推進課
120	ひとり親の雇用に関する啓発活動・情報提供	ハローワークや奈良県スマイルセンターと連携し、事業主に対して、ひとり親家庭の就業の促進について情報提供を行うとともに、協力の要請に努めます。	子育て推進課

② 経済的負担の軽減

No.	具体的な取組	内容	担当課
121	ひとり親家庭等医療費助成事業(再掲)	ひとり親家庭等の父子又は母子が保険医療機関で診療を受けた場合の自己負担金に対し、医療費の助成を行います(自己負担分に対し、1医療機関(レセプト)毎に月額500円(ただし2週間以上の入院は月額1,000円)を控除した額を助成)。なお、0歳から高校生世代については現物給付方式による助成を行っています。	保険課
122	遺族基礎年金の普及	死亡届受理時等に、亡くなった人によって生計を維持されていた遺族に対する遺族基礎年金制度の概要や届出手続きに関する情報提供を行い、手続きの勧奨を行います。	市民課
123	児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童や父又は母が重度の障害の状態にある児童を養育している父母等に対し、手当を支給します。	子育て推進課
124	母子父子寡婦福祉資金貸付金の情報提供	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立を支援するため、市の福祉窓口において母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供を行うとともに、こども家庭センターにおいて各種相談に応じます。	子育て推進課

施策の方向3 障害のある児童とその家庭への支援

【方向性】

- ・地域との交流や、障害に関する研修の機会を設けることによって、障害や障害のある人に対する正しい理解の促進に取り組みます。
- ・障害のある児童が、将来自立し、社会参加することができるよう、個々の障害の程度や発達段階に応じた保育・教育、福祉サービスの充実に取り組みます。

① 障害や障害のある人に対する正しい理解の促進

No.	具体的な取組	内容	担当課
125	特別支援学校との交流教育の実施	小・中学校等において、特別支援学校との交流学习やふれあいの機会を設け、児童・生徒同士の交流を促進します。	学校教育課
126	障害に関する正しい理解の促進	「広報御所」や市ホームページ等の媒体や市の各種イベント等を活用し、障害への理解促進のための啓発活動を行うとともに、障害福祉に関する催しなどの情報を広く市民に提供します。	福祉課
127	障害者週間を活用した啓発の実施	障害のある人に対する市民の理解を深めるため、障害者週間などの機会を活用し、障害者理解を深めるための啓発活動の強化を行います。	福祉課
128	地域交流への参加に向けた支援	障害のある児童が地域の行事や集会などに参加し、地域の人々との交流が行えるよう、手話通訳者や手話要約筆記者の派遣などを行うとともに、手話通訳者の養成を行います。	福祉課
129	障害者福祉施設の地域の連携促進に向けた取組	障害者福祉施設と地域との関わりを深めるため、住民との交流を図るための事業を検討します。	福祉課

② 障害児保育・教育の充実

No.	具体的な取組	内容	担当課
130	特別支援学校への体験入学	「広報御所」や市ホームページ等を活用し、県立特別支援学校の体験入学に関する情報を市民に提供するとともに、市内の幼稚（児）園や小学校に対して周知を行います。	学校教育課
131	障害のある児童・生徒に対する教育の推進	一人ひとりの障害の種類、程度に応じたきめ細かな指導ができる体制を整備に向け、特別支援教育支援員の配置やニーズの把握、支援・指導方法の研究を進めます。	学校教育課
132	就学指導委員会	障害のある児童一人ひとりに応じた適正な就学を支援するため、就学指導委員会を設置し、児童・生徒及びその保護者に対して継続的な経過観察や教育相談を行います。	学校教育課

No.	具体的な取組	内容	担当課
133	障害児保育事業	全保育所において障害のある児童の受け入れ体制を整備するとともに、一人ひとりの障害の種類、程度に応じた保育の推進に向け、保育士の研修を充実します。	子育て推進課
134	療育教室（きらっこひろば）	療育児童の発育向上と健康づくり、よりよい親子関係の形成を目的に御所市社会福祉協議会で実施されている療育教室に対し、家庭支援員を派遣します。	子育て推進課
135	図書館の障害者サービス	障害のある児童が図書を楽しむことができるよう、LLブックや点字本の購入に加え、マルチメディア DAISY 図書などのパソコンを活用した図書資料を増やします。	生涯学習課

③ 障害者施策の充実

No.	具体的な取組	内容	担当課
136	特別児童扶養手当	児童の福祉の増進を図ることを目的に、身体や精神に中程度以上の障害がある児童を家庭で養育している父母等に対し、手当を支給します。	子育て推進課
137	養護学校及び作業所等との連携	主催事業開催時に、受付や物品販売を依頼するなど障害者の社会参加や職場体験の場を提供します。	人権施策課
138	障害児福祉手当の支給	20歳未満の在宅重度障害児であり、常時介護を必要とする場合において、障害児福祉手当を支給します。	福祉課
139	障害者福祉長期計画における福祉サービス	「御所市障害者福祉長期計画」に基づき、障害者福祉サービスの充実を図ります。	福祉課
140	福祉の手引きの発行	障害者福祉サービスの周知を図るため、障害者福祉の手引きを作成し、市役所の窓口に来られた時など、必要とする方に確実に届くよう、配布を行います。	福祉課
141	障がい者・障がい児相談支援事業	御所市社会福祉協議会と連携し、障がい者・障がい児の心身の状況、環境、意向等を踏まえ相談支援体制の充実と強化を行います。	福祉課

施策の方向4 経済的困難を抱える家庭への支援

【方向性】

- ・保護者が経済的負担から子育てに困難を感じないように、各種手当の支給と子育てにかかる費用の助成を行います。

① 貧困家庭の児童生徒、保護者への福祉的支援

No.	具体的な取組	内容	担当課
142	経済的困難を抱える家庭への支援	児童生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題及び貧困に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけたり、当該児童生徒や保護者にアプローチしたりするなどの支援を行うスクールソーシャルワーカーを3名配置し、教育相談体制の整備を図る。	学校教育課

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、教育・保育提供区域を定めることとしています。「第2期御所市子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を1つの区域と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、市全域を1つの区域とします。

2. 子どもの人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を、令和元年から令和6年までの住民基本台帳の人口を基に、コーホート変化率法により推計しました。

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	73	70	68	65	63
1歳	71	74	71	69	65
2歳	79	72	75	72	70
3歳	96	80	73	76	73
4歳	89	96	80	73	76
5歳	96	90	97	81	74
小計	504	482	464	436	421
6歳	126	99	93	100	84
7歳	114	127	100	94	101
8歳	114	115	128	100	94
9歳	118	116	117	130	102
10歳	135	118	116	117	130
11歳	111	135	118	116	117
小計	718	710	672	657	628
合計	1,222	1,192	1,136	1,093	1,049

※コーホート変化率法：同年又は同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保方策を定めました。

3歳児以上（教育ニーズ）【1号認定＋2号認定（教育ニーズ）】

単位：人/年		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	1号認定	29	27	26	24	23
	2号認定 (教育ニーズ)	0	0	0	0	0
確保方策 (B)	1号認定	40	40	40	40	40
	2号認定 (教育ニーズ)	0	0	0	0	0
差引 (B)－(A)	1号認定	11	13	14	16	17
	2号認定 (教育ニーズ)	0	0	0	0	0

3歳児以上（保育ニーズ）【2号認定（保育ニーズ）】

単位：人/年		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)		245	232	218	201	195
確保方策 (B)		373	313	361	361	361
差引 (B)－(A)		143	96	158	175	181

3歳児未満（保育ニーズ）【3号認定】

単位：人/年		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	0歳	18	18	17	16	16
	1歳	48	50	48	47	44
	2歳	63	57	59	57	56
確保方策 (B)	0歳	35	29	35	35	35
	1歳	80	71	78	78	78
	2歳	95	84	93	93	93
差引 (B)－(A)	0歳	17	11	18	19	19
	1歳	32	21	30	31	34
	2歳	37	32	39	41	42

4. 地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。基本型・特定型・こども家庭センター型（令和5年度までは母子保健型）があります。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：か所		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	基本型	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
確 保 方 策 (B)	基本型	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1

【 今後の方向性 】

引き続き、事業内容を強化し、事業を推進していきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人回	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	924	895	887	854	821
確保方策 (B)	924	895	887	854	821
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

引き続き、子育て支援・保護者支援体制を充実し、事業を推進していきます。

(3) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、医学的検査を実施します。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人回	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	997	962	928	886	859
確保方策（B）	997	962	928	886	859
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

すべての妊婦に対し必要な回数の妊婦健診が受けられるよう対応していきます。引き続き事業の推進に努め、現在の提供体制を維持します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

市保健師又は訪問指導員が、生後120日までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	73	70	68	65	63
確保方策（B）	73	70	68	65	63
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

すべての乳児家庭を訪問する体制は確保できています。引き続き事業の推進に努めます。

(5) 養育支援訪問事業

【 概要 】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	4	4	4	3	3
確保方策（B）	4	4	4	3	3
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

各家庭に対応した養育支援の実施に努めます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライト事業）

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	47	45	43	41	39
確保方策（B）	47	45	43	41	39
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

現在の提供体制で対応は可能です。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 今後の方向性 】

現在、本市では実施していませんが、代わりの独自事業として、「御所市育児支援サービス利用料助成金」の活用を推進します。

(8) 一時預かり事業

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	幼稚園在園者	566	527	507	468	449
	認可保育所 (園)等	65	62	60	56	54
確保方策 (B)	幼稚園在園者	566	527	507	468	449
	認可保育所 (園)等	65	62	60	56	54
差引 (B) - (A)	幼稚園在園者	0	0	0	0	0
	認可保育所 (園)等	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

現在の提供体制で対応は可能です。

(9) 延長保育事業

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (A)	93	89	86	81	78
確保方策 (B)	93	89	86	81	78
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

現在の提供体制で対応は可能です。

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 概要 】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (A)	28	27	26	24	24
確保方策 (B)	28	27	26	24	24
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

近隣市町との協力による確保、又市内医療機関との連携による実施を模索していきます。

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

【 概要 】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (A)	1 年生	55	43	41	44	37
	2 年生	57	63	50	47	50
	3 年生	52	53	59	46	43
	4 年生	36	35	36	39	31
	5 年生	34	29	29	29	32
	6 年生	12	15	13	12	13
	計	246	238	228	217	206
確保方策 (B)	計	246	238	228	217	206
差引 (B) - (A)	計	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

今後も、小学校区で確保していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 概要 】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所等に対して保護者が支払うべき実費（副食費、教材費・行事費等）の一部を助成する事業です。

【 今後の方向性 】

引き続き、新制度未移行幼稚園に通うこどもの副食費を助成していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【 概要 】

私立認定こども園幼稚園部に通園する特別な支援が必要な子どもを対象に、認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

【 今後の方向性 】

引き続き、事業を実施する体制を維持します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【 概要 】

本事業は、令和4年の児童福祉法改正により、新たに位置付けられた事業です。

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

【 今後の方向性 】

今後のニーズに応じて、事業の実施を検討していきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

【 概要 】

本事業は、令和4年の児童福祉法改正により、新たに位置付けられた事業です。

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【 今後の方向性 】

今後のニーズに応じて、事業の実施を検討していきます。

(16) 親子関係形成支援事業

【 概要 】

本事業は、令和4年の児童福祉法改正により、新たに位置付けられた事業です。

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【 今後の方向性 】

今後のニーズに応じて、事業の実施を検討していきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

【 概要 】

妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。

令和5年3月より出産子育て応援事業の伴走型相談支援事業として実施しています。

【 量の見込みと確保方策 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み (A)	妊娠届出数 (件)	73	70	68	65	63
	1組当たり 面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施 合計回数	219	210	204	195	189
確保方策 (B) (回)	こども家庭 センター	219	210	204	195	189
	上記以外	0	0	0	0	0
差引 (B) - (A)		0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

令和7年4月より、妊婦等包括相談支援事業として実施する予定です。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【 概要 】

「こども誰でも通園制度」は、0～2歳が保護者の就労要件を問わず保育所等で保育を受けられる制度です。令和8年度から本格実施されます。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	0歳児	2	2	2	2	2
	1歳児	2	2	2	2	2
	2歳児	2	2	2	2	2
確保方策 (B)	0歳児	0	2	2	2	2
	1歳児	0	2	2	2	2
	2歳児	0	2	2	2	2
差引 (B) - (A)	0歳児	-2	0	0	0	0
	1歳児	-2	0	0	0	0
	2歳児	-2	0	0	0	0

(19) 産後ケア事業

【 概要 】

産後1年未満の産婦に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	73	70	68	65	63
確保方策 (B)	73	70	68	65	63
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

(20) 外国につながる幼児への支援・配慮

【 概要 】

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、外国につながる幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し支援を行うとともに、事業者等へ円滑な受入れに配慮するよう求めています。

5. 教育・保育給付における教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、適切な情報提供等を行うなど、認定こども園への移行を検討する既存の幼稚園や保育所等に対し、移行支援を行います。また、認定こども園に対する市民の理解が得られるよう、今後は市民に対して様々な媒体を利用しながら、広く認定こども園についての周知に努めます。

さらに、子どもやその保護者が安心して教育・保育サービスを利用できるよう、保育士や幼稚園教諭の資質の向上を目指します。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月1日に施行されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置付けされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

また、令和6年9月末で、子ども・子育て支援法の改正後5年間の経過措置が終了となり、一部の認可外保育施設は子育てのための施設等利用給付の対象外となります。引き続き、県と連携しながら、対象施設に対して基準の適合を促すとともに、利用者に対する周知を行っていきます。

第6章 計画の推進体制

1. 子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直しなどのために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。

2. 国・県等との連携

この計画に関わる施策は、国や県との連携のもと、推進していくことが重要です。

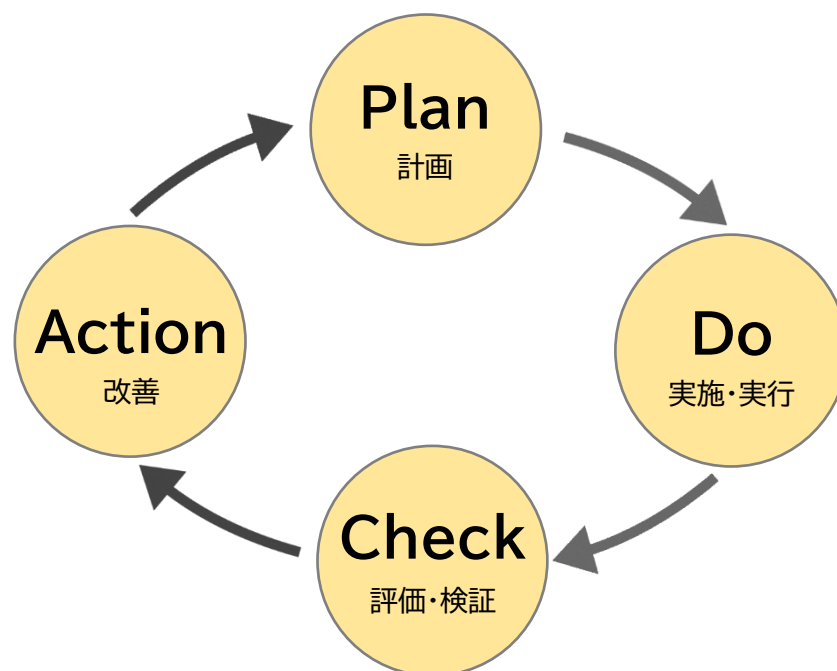
市民から期待されている役割を十分に果たせるよう、保健・医療・福祉・教育分野における様々な制度の充実と改革に努め、国や県に対して積極的に提言や要望を行います。

3. PDCA サイクルによる施策の推進

施策・事業について、進捗状況を把握し、評価・検証を行います。

計画の進捗状況を踏まえて、さらに計画が推進されるよう【Plan（計画）→Do（実施・実行）→Check（評価・検証）→Action（改善）】のPDCA サイクルの構築に努めます。

【 計画の進行管理のイメージ 】



資料編

1. 御所市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 24 日
条例第 14 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、御所市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に規定する事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議し、答申する。

2 子育て会議は、前項に規定する重要事項について市長に建議することができる。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 子育て会議は、前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、会議に臨時委員若干人を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 子育て会議は、委員及び臨時委員(以下「委員」という。)の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第 7 条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、市長が定める機関において所掌する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年条例第 7 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2. 御所市子ども・子育て会議委員名簿（令和6年度）

（令和6年12月現在）

機関名	職名	氏名
子ども・子育て支援に関する学識経験者	幼児教育関係（元市内小学校校長）	野 阪 加壽子
子ども・子育て支援に関する学識経験者	保育関係（元御所市児童課指導主事）	西 川 和 余
御所市民生児童委員協議会	副会長	西 本 貴久子
社会福祉法人 御所市社会福祉協議会	事務局長	井 上 淑 子
奈良県高田こども家庭相談センター	所長	森 田 太津子
子ども・子育て支援に関する事業従事者	第一葛城学園 総括園長	平 岡 良 子
子ども・子育て支援に関する事業従事者	恵愛保育所 理事長	伊 藤 咲 子
子ども・子育て支援に関する事業従事者	葛カトリック幼稚園 園長	小田原 千 秋
保護者代表（御所市 PTA 連絡協議会代表者）		上 山 邦 子
保護者代表（葛カトリック幼稚園）		増 田 あゆみ
保護者代表（第一葛城学園）		吉 村 志 穂
保護者代表（恵愛保育所）		杉 本 和
保護者代表（御所市立葛城保育所）		二 宮 麻 衣
保護者代表（御所市立御所幼児園）		赤 塚 萌 子

3. 第3期御所市子ども・子育て支援事業計画策定経過

日付	会議日程・検討項目及び庁内作業項目
令和6年2月19日	令和5年度第1回子ども・子育て会議 ・ 市民に向けたアンケートの内容について ・ 今後の方向について
令和6年4月11日～4月26日	ニーズ調査実施
令和6年8月6日	令和6年度第1回子ども・子育て会議 ・ 御所市子育て支援に関するアンケート調査結果について ・ 御所市子ども・子育て支援事業見込量について ・ 第3期御所市子ども・子育て支援事業計画骨子案について
令和7年1月8日	令和6年度第2回子ども・子育て会議 ・ 第3期子ども・子育て支援事業計画素案について
令和7年2月3日～2月14日	パブリックコメントの実施

4. 用語説明

【あ行】

育児休業制度

最大子どもが2歳に達するまでの出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

M字カーブ

わが国における女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、20歳代後半と40歳代後半が山となり、30歳代が谷となる曲線が描かれ、その曲線がアルファベットのMの字の形となる。

【か行】

確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。

家庭的保育

居宅等において、家庭的な雰囲気のもとで、5人以下の0～2歳児を保育する事業

協働

まちづくりにおいては、市民、行政、企業などの地域に存在する自立したそれぞれの主体が、それぞれの他者の主体性を尊重しつつ、相互作用により創造的な効果を発揮していく関係をいい、対等な立場で責任を共有しながら目標の達成に向けて連携すること。

居宅訪問型保育

個別のケアが必要な場合などで、0～2歳児を対象に、保護者の自宅で1対1の保育をする事業。

こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。保健師等が中心となって行う各種相談等（母子保健機能）を行うとともに、子ども家庭支援員等が中心となって、子ども等に関する相談等（児童福祉機能）を一体的に行う。

こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された法律。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

子どもの貧困

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることとして、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されるとともに、同年 8 月に国において「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されたもの。

【さ行】

事業所内保育

事業所などで、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもを保育する事業。

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成 15 年に制定された法律。

児童養護施設

保護者のいない児童や虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織。昭和 26 年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。それぞれの都道府県、市区町村で、関係機関の参加・協力のもと、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいる。（参考：全国社会福祉協議会 HP）

※御所市社会福祉協議会では、療育教室「きらっこひろば」、生活福祉資金貸付事業（教育支援資金等の貸付と相談支援）、食のほっと便、フードレスキュー、たすけ愛隊（簡単な家事を有償ボランティアにお手伝いいただく事業）、福祉教育・福祉体験出前講座など、様々な事業を行っている。

出生率

一定期間の出生数の、人口に対する割合のこと。一般に、人口 1,000 人当たりの 1 年間の出生児数の割合をいう。

小規模保育

多様なスペースで、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、6 人～19 人の 0～2 歳児を保育する事業。

情報モラル

情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、すべての国民が身につけておくべき考え方や態度のこと。

食育

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

【た行】

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能を授けることを目的とする学校のこと。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な行】

認定こども園

保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設のこと。

【は行】

発達相談

子どもの発達状況を踏まえて課題を共有した上で、今どのような関わりが必要なのかを保護者と相談すること。

パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く市民・事業者等から意見や情報等を求める手続き。行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。段差などの物理的バリアを取り除くだけでなく、より広い意味で障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、物理的、心理的なバリアを取り除いていくことにも用いられる。

【ま行】

未婚率

国勢調査における指標で、「15 歳以上人口に占める未婚者数の割合」のこと。

民生児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」に基づき、厚生労働大臣から委嘱されている委員のこと。民生委員法では、「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるもの」とされており、地域と行政の架け橋として社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力するほか、福祉サービスなど、必要な情報を提供する。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

【や行】

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることも。

幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法第22条によれば「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

【ら行】

療育

障害のある子どもが、社会的に自立することを目的として行われる医療、訓練、教育、保育などのこと。

量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」。内閣府は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」において、仕事と生活の調和が実現した社会とは「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること」と定義している。

【数字／英字】

1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。（内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。（内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。（内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

SNS

インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用の Web サービスの総称。

第3期 御所市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行：御所市

編集：御所市 健康福祉部 子育て推進課

〒639-2237

奈良県御所市 774 番地の1

TEL：0745-44-3422 FAX：0745-65-2615

